

令和6年度事業評価委員会資料

1 指導センター事業全般について

ア 令和6年度事業計画

イ 各事業(令和4年度～令和6年度)の予算状況

ウ 各事業に対する評価委員からの意見等と取組み

エ 令和5年度各事業と実績等

2 生活衛生関係営業対策事業等について

オ 相談指導事業関係資料

カ 情報化整備事業関係資料

キ 後継者育成事業関係資料

ク クリーニング師等研修事業

ア 令和6年度事業計画

1 国・県補助事業（生活衛生関係営業衛生確保等指導事業）

（1）相談指導事業

ア 中央相談指導事業

生衛業者、消費者・利用者からの相談や要望に対し、生活衛生営業指導センター内で行う開業資金や設備改善資金などの融資相談、税務相談、消費者の苦情等に関する相談指導。

イ 出張相談指導事業

生衛業者の相談や要望により広く対応するため、保健所や関係団体で開催する様々な講習会等を利用して行う相談指導。

ウ 生衛業経営改善資金融資等指導事業（衛経融資等）

日本政策金融公庫融資の利用促進を図るため、生衛組合、日本政策金融公庫、センター三者による「融資説明会」を開催など、連携して行う経営特別相談員の活動支援。

エ 生衛業再生特別支援事業

外部の中小企業診断士等専門知識を有する者が行う相談支援。

オ 分野調整事業

大企業等が事業進出した際の既存生衛業者との紛争解決のため調査や当事者間の調整等を目的に協議会を開催。（紛争事例がない場合は、関係者の勉強会を開催。）

（2）情報化整備事業

生衛業に関する情報収集や分析、情報発信、指導センターと各生衛組合事務局の勉強会を開催。

（3）後継者育成支援事業

生衛業への理解と就業支援のための小・中・高校生や専門学校生などを対象とした出前講座等インターンシップモデル事業。

2 静岡県単独補助事業

（1）生活衛生関係営業対策事業

生衛業の経営基盤の強化を図るための取組や組合の自主的活動を促進・支援する事業。

ア センターが行うサービス向上等のための経営セミナーや研修会、生衛業と消費者との懇談会。

イ 生衛組合が取り組むサービス向上等事業への助成。

ウ センターが行う事業への第三者からの事業評価。

（2）公衆衛生活動事業

経営の健全化、衛生水準の維持向上、公衆衛生思想の普及を図るための事業。

ア 指導センターにおける日本政策金融公庫融資に係る推薦事務及び指導

イ 生衛組合及び指導センター役職員のセミナー、研修会等への参加

ウ 指導センター業務の周知活動、広報紙「生衛しずおか」、パンフレット等作成配布

エ 経営特別相談員の活動中の事故に備えた交通事故傷害保険への加入

3 静岡県受託事業（生活衛生営業指導業務委託事業）

理容、美容、映画興行、公衆浴場及びクリーニングの5業種についての衛生水準の維持向上を図るため、各生衛組合から推薦された生活衛生営業指導員による施設の構造設備及び衛生管理に関する巡回指導等。

4 全国生活衛生営業指導センター受託事業

（1）経営特別相談員研修事業

各生衛組合から推薦され県知事の委嘱を受けた経営特別相談員が経営や融資に関する情報を蓄積し、生衛業者の相談指導に適切に対応するための研修会を開催。

（2）生活衛生関係営業の景気動向・経営状況調査等事業

生衛業の健全な発展や経営の安定化及び施策策定の基礎資料に活用するため、定期的、定点的に景気の動向や経営の状況など各種調査を実施するとともに、生衛業者への調査結果等の情報提供や衛生水準の確保・向上のための広報事業並びに推進会議開催などの事業を行う。

（3）標準営業約款登録事業（生衛法第57条の13）

消費者の店舗選択の利便（消費者の利益擁護）を図ることを目的として昭和54年度に創設された登録制度の浸透を図るため事業。

ア 標準営業約款の登録事務

対象業種（理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店及び一般飲食店の5業種）の新規登録及び再登録事務。

イ 普及啓発

各業種の標準営業約款登録制度の業界、消費者への普及周知を図る。

（4）クリーニング師研修等事業（クリーニング業法第8条の2及び3）

法に基づく、クリーニング師等の資質向上を図るための研修事業。

（クリーニング師及び業務従事者は、3年に1回研修を受けなければならない。）

イ 指導センター各事業（令和４年度～令和６年度）の予算状況

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1 国・静岡県補助事業			
生活衛生関係営業衛生確保等指導事業	3,000千円	3,000千円	3,000千円
(1) 相談指導事業	1,490千円	1,589千円	1,589千円
ア 中央相談指導事業	1,142千円	1,241千円	1,241千円
イ 出張相談指導事業			
ウ 生衛業経営改善資金融資等指導事業	128千円	128千円	128千円
エ 生衛業再生特別支援事業	220千円	220千円	220千円
オ 分野調整事業	-	-	-
(2) 情報化整備事業	163千円	387千円	267千円
(3) 後継者育成支援事業	1,347千円	1,024千円	1,144千円
2 静岡県単独補助事業			
(1) 生活衛生関係営業対策事業	11,000千円	11,000千円	11,000千円
ア 経営セミナーや研修会等の開催	3,760千円	3,760千円	3,760千円
イ 飲食店等における栄養表示の促進及び バランスのとれた食事の啓発	1,590千円	1,590千円	1,590千円
ウ 生活衛生同業組合への助成事業	5,550千円	5,550千円	5,550千円
エ 事業評価委員会の開催	100千円	100千円	100千円
(2) 公衆衛生活動事業 1/2補助(県490千円)	980千円	980千円	980千円
ア 日本政策金融公庫資金融資指導事業	-	-	-
イ 広報事業	662千円	662千円	662千円
ウ 研修事業	262千円	262千円	262千円
エ 共済事業	56千円	56千円	56千円
3 静岡県受託事業			
生活衛生営業指導業務委託事業	683千円	683千円	683千円
4 全国生活衛生営業指導センター受託事業			
(1) 生活衛生関係営業の景気動向調査事業	700千円	700千円	700千円
(2) 生活衛生関係営業の経営状況調査事業	766千円	835千円	900千円
(3) 標準営業約款登録事業(生衛法第57条の3)	300千円	129千円	116千円
(4) クリーニング師研修等事業(ク業法第8条の2及び3)	910千円	1,200千円	985千円
(5) 経営特別相談員研修事業	150千円	200千円	200千円
5 生衛業研修支援事業			
	3,400千円	3,678千円	3,908千円
事業費合計	21,889千円	22,405千円	22,472千円

ウ 各事業に対する評価委員からの意見等と取組み

1 国・県補助事業（生活衛生関係営業衛生確保等指導事業）

(1) 相談指導事業

ア 中央相談指導事業 イ 出張相談指導事業(23年度新規) ウ 経営改善資金融資等指導事業

エ 生衛業再生特別支援事業

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成23年度意見・要望 ・指導センターの活動状況や融資を積極的にPRすべき。 ・経営環境が厳しい中、中小企業診断士等の専門家支援は効果あり。 ・大震災の影響もあり今後も相談指導は必要な事業と考られる。 ・内容等を一層精査し継続すべき。 ・生衛業再生特別支援事業に集中してよいのではないか。 ・既存機関に任せるべきではないか。 ・さらなる内容改善、拡大充実を望む	平成24年度事業 ・出張相談を継続し、融資を含め経営相談等の潜在的需要の掘り起こしに努めるとともに、組合加入への啓発や指導センター業務の浸透を図る。	
○評 価 ・新たに出張相談を実施し、相談しやすい体制となった。 ・出張相談事業により相談体制の充実が図られ需要が拡大したことは評価。		
平成24年度意見・要望 特になし	平成25年度事業 ・平成24年度実施結果を踏まえ、相談者の利便を考慮して、対応時にパンフレット及び相談票の配布を実施。	
平成25年度意見・要望 特になし	平成26年度事業 ・保健所開催の講習会や関係団体開催の各種会合等で行う出張相談により、生衛業者の身近な相談相手として当指導センターをアピールできる。 ・融資相談や経営相談を含めた相談機能の充実は、生衛関係営業の周知活動を併せて実施することで認知度向上に寄与し、組合基盤の強化につながる。	
平成26年度意見・要望 ・政策金融公庫による低利融資制度が広く知られていないことを懸念。一層のPRが必要。	平成27年度事業 ・公庫の融資相談や経営相談等の充実は生衛業者の事業の安定化に寄与し、公衆衛生の維持向上に係る周知活動も含め、利用者・消費者への指導センターの認知度向上と組合活性化の一助となる。	実 績 ・中央相談124件 ・出張相談162件 ・訪問相談 57件
平成27年度意見・要望 ・融資相談で保健所等に出かけることはよい。調理師学校にも将来の店舗開設者もいるので関係業界等にPRすることが大事。	平成28年度事業 ・地域食品衛生協会開催の講習会や関係団体等の会合や研修会など生衛事業者が集う場所で行う出張相談は、当指導センターが身近な相談者であることを効率的に周知できるため継続実施。 ・各種融資相談の機会を捉えた経営課題の指摘等は生衛業者の安定経営の一助となり、公衆衛生の維持・向上や利用者等への指導センターの認知度向上や組合活性化に寄与した。	実 績 ・中央相談114件 ・出張相談143件 ・訪問相談 30件
平成28年度意見・要望 特になし	平成29年度事業 ・食品衛生協会開催の講習会や関係団体等の会合や研修会等の生衛事業者が集う場所で行う出張相談は、当指導センターが身近な相談者であることを効率的に周知できるため継続実施。 ・新たに理容師講習会等へ働きかけて出張相談を実施。 ・経営指導員が生衛業者店舗に直接訪問し巡回指導。	実 績 ・中央相談121件 ・出張相談124件 ・訪問相談 30件

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成29年度意見・要望 特になし	平成30年度事業 ・当指導センター内の相談室で経営相談、融資相談、消費者の苦情等への相談指導を行った。 ・相談や要望により広く対応するため、地域食品衛生協会開催の食品衛生責任者養成講習会や関係団体の会合等に出向き相談指導を実施。 ・経営指導員が店舗を直接訪問し金融や経営の相談に応じた。 ・これらの指導体制充実を図ることが、当指導センターの必要性や認知度、活用度を高めることにつながる。	実 績 ・中央相談137件 ・出張相談140件 ・訪問相談 33件
平成30年度意見・要望 特になし	令和元年度事業 ・当指導センター内の相談室で経営相談、融資相談、消費者の苦情等への相談指導を行った。 ・相談や要望により広く対応するため、地域食品衛生協会開催の食品衛生責任者養成講習会や関係団体の会合等に出向き相談指導を実施。 ・経営指導員が店舗を直接訪問し金融や経営の相談に応じた。 ・これらの指導体制充実を図ることが、当指導センターの必要性や認知度、活用度を高めることにつながる。	実 績 ・中央相談193件 ・出張相談124件 ・訪問相談 57件
令和元年度意見・要望 特になし	令和2年度事業 ・これまでの出張相談体制を継続するとともに、令和2年度は理・美容師講習会等への出張相談を実施。 ・生衛業者の店舗に直接訪問して、経営指導員による巡回指導を実施して経営等の相談にのるとともに、公衆衛生の維持・向上にも努めた。	実 績 ・中央相談167件 ・出張相談 10件 ・訪問相談 33件
令和2年度意見・要望 特になし	令和3年度事業 ・令和2年度までの出張相談体制を継続するとともに、生衛業者の店舗への直接訪問や、経営指導員による巡回指導を実施して経営等の相談にのるとともに、公衆衛生の維持・向上にも努めた。	実 績 ・中央相談204件 ・出張相談 37件 ・訪問相談 46件
令和3年度意見・要望 特になし	令和4年度事業 ・令和3年度までの出張相談体制を継続するとともに、生衛業者の店舗への直接訪問や、経営指導員による巡回指導を実施して経営等の相談にのるとともに、公衆衛生の維持・向上にも努めた。	実 績 ・中央相談171件 ・出張相談158件 ・訪問相談 46件
令和4年度意見・要望 特になし	令和5年度事業 ・令和4年度までの出張相談体制を継続するとともに、生衛業者の店舗への直接訪問や、経営指導員による巡回指導を実施して経営等の相談にのるとともに、公衆衛生の維持・向上にも努めた。	実績 ・中央相談188件 ・出張相談140件 ・訪問相談 66件
令和5年度意見・要望 特になし	令和6年度事業 ・令和5年度までの出張相談体制を継続するとともに、生衛業者の店舗への直接訪問や、経営指導員による巡回指導を実施して経営等の相談にのるとともに、公衆衛生の維持・向上にも努めた。	目 標 ・中央相談188件 ・出張相談140件 ・訪問相談 66件

オ 分野調整事業

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成23年度意見・要望 ・業界の趨勢を調査することは今後の動きを予測する大きな情報源となる。 ・現在の調整事例はないがセンターの重要事業と考えられ、常に情報収集に努める必要がある。 ・生衛業者は情報に乏しいので情報提供の場が必要。 ・最低限にとどめるべき。 ・誰からも調整要望がないという現状はなぜか。 ・資料からは判断(評価)できない。	平成24年度事業 ・調整事案に速やかに対応できるよう体制を維持しながら、引き続き事業活動調整員による情報収集に努める。	
○評 価 ・困るのは中小の生衛業者であり消費者は困るのか？発想転換し消費者の立場・目線での改善を図ることを望む。		
平成24年度意見・要望 特になし	平成25年度事業 ・調整事案なし。 ・他県事例の検討。 ・県内ホテル旅館の推移、観光の現状を情報交換。	実 績 ・分野調整事業協議会 平成26年 2 月13日
平成25年度意見・要望 特になし	平成26年度事業 ・調整事案なし。 ・他県事例の検討や生衛業関連の情報交換。 ・「コンビニエンスストアと生活衛生営業」をテーマに意見交換。	実 績 ・分野調整事業協議会 平成27年 2 月20日
平成26年度意見・要望 特になし	平成27年度事業 ・調整事案なし。 ・他県事例の検討や生衛業関連の情報交換。 ・訪日観光客増加やインバウンド需要への取組状況、民泊等規制緩和に係る課題等を意見交換。	実 績 ・分野調整事業協議会 平成28年 2 月10日
平成27年度意見・要望 特になし	平成28年度事業 ・調整事案なし。 ・生衛業関連の課題等情報交換。 ・生活衛生関係営業の現状と動向を意見交換。	実 績 ・分野調整事業協議会 平成29年 1 月17日
平成28年度意見・要望 特になし	平成29年度事業 ・調整事案なし。 ・生衛業関連の課題等情報交換。 ・生活衛生関係営業の現状と動向を意見交換。	実 績 ・分野調整事業協議会 平成30年 1 月25日
平成29年度意見・要望 特になし	平成30年度事業 ・調整事案なし。 ・生衛業関連の課題等情報交換。 ・生活衛生関係営業の現状と動向を意見交換。	実 績 ・分野調整事業協議会 平成31年 2 月14日
平成30年度意見・要望 特になし	令和元年度事業 ・調整事案なし。 ・生衛業関連の課題等情報交換。 ・生活衛生関係営業の現状と動向を意見交換。	実 績 ・分野調整事業協議会 令和2年3月18日

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
令和元年度意見・要望 特になし	令和2年度事業 ・調整事案なし。 ・生衛業関連の課題等情報交換。 ・生活衛生関係営業の現状と動向を意見交換。	実 績 ・分野調整事業協議会 令和3年3月12日
令和2年度意見・要望 特になし	令和3年度事業 ・調整事案なし。 ・生衛業関連の課題等情報交換。 ・生活衛生関係営業の現状と動向を意見交換。	実 績 ・分野調整事業協議会 令和4年3月17日
令和3年度意見・要望 特になし	令和4年度事業 ・調整事案なし。 ・生衛業関連の課題等情報交換。 ・生活衛生関係営業の現状と動向を意見交換。	実 績 ・分野調整事業協議会 令和5年3月22日
令和4年度意見・要望 特になし	令和5年度事業 ・調整事案なし。 ・生衛業関連の課題等情報交換。 ・生活衛生関係営業の現状と動向を意見交換。	実 績 ・分野調整事業協議会 令和6年3月14日
令和5年度意見・要望 特になし	令和6年度事業 ・調整事案なし。 ・生衛業関連の課題等情報交換。 ・生活衛生関係営業の現状と動向を意見交換。	目 標 ・分野調整事業協議会 令和7年3月18日予定

(2)情報化整備事業
・情報の収集、発信

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成23年度意見・要望 ・制度変更や法改正等の情報や業界情報は重要な情報であり、共有化していくことが重要。 ・外部専門家の意見等も取り入れ、利用者が活用しやすいHPの作製が必要。 ・目標である1万アクセスは達成しているが、前年比減少なのでコンテンツ内容の充実を求める。 ・タイムリーな情報公開は細かく提供すべき。 ・全ての人がインターネットを使用できる環境にはないので情報開示の方法を考慮することが必要。 ・自分で知識・スキルの研修をすることが必要。	平成24年度事業 ・生衛業や生衛組合、一般市民等に必要情報の蓄積と発信に努める。 ・生衛組合、生衛業者のためのHPの維持管理やパソコン操作等研修会を開催。 ・各組合にクレーム処理関連情報を発信。 ・食の安全・安心、インフルエンザ等感染症情報の充実。	・ホームページ未開設組合(①麺類業、②食鳥肉販売業、③映画興行協会及び④公衆浴場組合)
○評 価 ・組合HPに①トラブル解決事例、②クレーム処理等Q&Aの整備や会員HP作成能力を図るなど、会員・消費者の視点で改善を図ることを望む。 ・会員のみのホームページの開設など、メリット、魅力を高める改善も必要。		
平成24年度意見・要望 特になし	平成25年度事業 ・生衛業や生衛組合、利用者・消費者に必要な各種情報提供、食の安全・安心、インフルエンザ等の感染症に係る情報をいち早く提供。 ・生衛業や生衛組合向けのHPのサポートや、IT技能の向上のため研修会を企画。 ・各生衛組合のHP運営等の現状を把握するため、アンケート調査を実施。	実 績 ・情報化委員会の開催 平成25年12月17日
平成25年度意見・要望 特になし	平成26年度事業 ・利用者・消費者に必要な情報である食中毒等の食の安全・安心に関するものや、インフルエンザ等の感染症に関する各種情報を入手次第、HPにて情報提供。 ・生衛業や生衛組合向けのIT技術の向上に資するセミナーを企画。	実 績 ・情報化委員会の開催 平成26年12月16日
平成26年度意見・要望 特になし	平成27年度事業 ・利用者・消費者の関心が強い食中毒等の食の安全・安心に関するもの、インフルエンザ等の感染症に関する各種情報、当指導センターの経営セミナーの案内を、随時HPで情報提供。 ・生衛業者や生衛組合の情報発信力強化に向けてIT技術の向上メニューを企画。	実 績 ・情報化委員会の開催 平成27年12月9日
平成27年度意見・要望 ・センター、各組合のHP閲覧数を注視すべき。 ・ツイッターやフェイスブックでのお客さんからの情報提供も多いので、アプリの使い方指導や使用方法の研修を行うべき。 ・インバウンド旅行者に案内しブログ等で情報発信してもらう。近隣のブログ、フェイスブック愛好者の影響は大きい。 ・利用者に何を見てもらうのかターゲットを明確にする必要がある。 ・HPの他に店舗内での掲載情報を待ち時間に見てもらい口コミで広げる。情報発信の方法も様々。 ・HPの作成等に大学生を活用したらどうか。	平成28年度事業 ・食の安全安心に関する県民の意識は高く、食中毒やインフルエンザ等の感染症に関する各種情報や当指導センターの実施する経営セミナーの案内を原則、月1回更新してHPにて情報提供。平成28年度のHP更新実績は15回、アクセス件数は16,346回。 ・生衛業者や生衛組合の情報発信力強化に向けて、新しいIT技術セミナーの企画やポップ広告の活用を検討。	実 績 ・更新回数 15回 ・HP閲覧回数 16,346回 ・情報化委員会の開催 平成28年12月7日 (対前年比96.7%)

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成28年度意見・要望	平成29年度事業	実 績
	・生衛業者や消費者ニーズに対応した関連情報等の提供、情報の収集・蓄積やHPの円滑な運営、システムの維持管理に努めた。 ・平成29年度HPアクセス件数は19,937回(対前年比122.09%)と増加。 ・情報化委員会で「ウェブマーケティング基礎講座」セミナーを実施し、インターネット環境の理解を深めた。	・HP閲覧回数 19,937回 (対前年比122.0%) ・情報化委員会の開催 平成29年12月13日
平成29年度意見・要望	平成30年度事業	実 績
・情報の伝達は難しく受信側の向上が必要。携帯電話所有率も75%だが高齢者には難しいと思う。 ・データ通信情報は末端まで届いているかが重要。 ・県民等への全体的な情報はオープンにするべき。 ・会員特権的な情報提供もあっていい。 ・外国語の端末対応化や料理注文のネット化が進むなど情報化は2020年東京オリンピックまでに大きく変わらと思う。 ・パソコン等の普及で伝える側よりも消費者や利用者の受け手の情報が質量ともに多い事がある。 ・外国ではネット注文で商品が届き、店と自宅の距離感が減少し、大規模ショッピングモールが減少。 ・情報の発信は双方向が大切。情報の発信や伝達のみではなく、F Bやインスタグラム等のSNSを活用し反応まで確認できるとよい。	・生衛業者や消費者ニーズに対応した関連情報等の提供、情報の収集・蓄積やHPの円滑な運営、システムの維持管理に努めた。 ・HP閲覧回数は19,757回で対前年度比99.1%。一昨年度比122.0%と大幅に増加した前年並みの閲覧回数。 ・情報化委員会で料理業生衛組合のHPリニューアルの取組みを発表し、センター及び生衛組合のHP改善について討議。	・HP閲覧回数 19,757回 (対前年比99.1%) ・情報化委員会の開催 平成30年12月5日
平成30年度意見・要望	令和元年度事業	実 績
特になし	・生衛業者や消費者ニーズに対応した関連情報等の提供、情報の収集・蓄積やHPの円滑な運営、システムの維持管理に努めた。 ・HP閲覧回数は21,087回で対前年度比106.7%と1,000回以上増加。 ・情報化委員会でセンター及び生衛組合のHP改善について討議。	・HP閲覧回数 21,087回 (対前年比106.7%) ・情報化委員会 令和元年12月4日
令和元年度意見・要望	令和2年度事業	実 績
特になし	・生衛業者や消費者ニーズに的確に対応した関連情報等を提供し、情報の収集・蓄積やHPの円滑な運営、システムの維持管理に努めた。 ・HP閲覧回数は22,279回で対前年度比105.7%と1,000回以上増加。 ・情報化委員会でセンター及び生衛組合のHP改善について討議。	・HP閲覧回数 22,279回 (対前年比105.7%) ・情報化委員会の開催 令和2年12月2日
令和2年度意見・要望	令和3年度事業	実 績
特になし	・生衛業者や消費者ニーズに対応した関連情報等の提供、情報の収集・蓄積やHPの円滑な運営、システムの維持管理に努めた。 ・HP閲覧回数は20,060回で対前年度から約1割減少。 ・情報化委員会でセンター及び生衛組合のHP改善について討議。	・HP閲覧回数 20,060回 (対前年比90.3%) ・情報化委員会の開催 令和4年1月31日

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
令和3年度意見・要望	令和4年度事業	実 績
・情報化はこれからの対応課題。(専門家を招いた勉強会を予定)。 ・全国センター開催のオンラインセミナーを広く周知するべき。 ・指導センターのWEB環境の整備等が必要。	・生衛業者や消費者ニーズに対応した関連情報等の提供、情報の収集・蓄積やHPの円滑な運営、システムの維持管理に努めた。 ・コロナ禍の影響等でHP閲覧回数は14,618回で対前年度の2/3に減少。 ・情報化委員会で専門家による「各種資料の電子保存化」講演会を開催し、センター及び生衛組合のHP改善について討議。	・HP閲覧回数 14,618回 (対前年比66.3%) ・情報委員会開催 令和5年1月27日
令和4年度意見・要望	令和5年度事業	実 績
特になし	・生活衛生関連情報の発信を通して指導センターの事業内容の周知、生衛業者、一般消費者や利用者のニーズに対応した情報発信に務めた。 ・パソコン教室の主宰者をアドバイザーとして招いて「情報委員会」を開催し、指導センターや各生衛組合のHPに関する意見交換を実施し、生衛業の生産性向上を図るためのデジタル化手法やChatGPTの活用方法等に関する説明会を行った。	・HP閲覧回数 設定変更に伴い廃止 ・情報委員会開催 令和6年1月25日
令和5年度意見・要望	令和6年度事業	目 標
特になし	・生活衛生関連情報の発信を通して指導センターの事業内容の周知、生衛業者、一般消費者や利用者のニーズに対応した情報発信を行う。 ・情報委員会を開催し、HPのスマホ対応化の取組や指導センター及び生衛組合のHP改善やSNSを活用した情報発信等について討議。	・HP閲覧回数 設定変更に伴い廃止 ・情報委員会開催 令和7年1月21日

(3)後継者育成支援事業
・生衛業への理解と就業支援

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成23年度意見・要望 ・子供たちに職業体験をさせることは、長い目で見て極めて重要。 ・学校での職に関する取組機会が多くなれば、後継者となる子供たちが理解度を上げられるので積極的に取り組むべき。 ・インターンシップは職業選択の際にアドバンテージになるので積極的に取り組むべき。 ・小学校での理容体験学習は驚いた。 ・現在2業種(料理業・理容業)だけなので他業種へ広げる努力が必要。 ・職業体験は自ら進んで行うべきこと。	平成24年度事業 ・平成24年度は理容業・料理業に鯨商が加わり3業種へ拡大。 ・後継者を増やす視点から学生に出前授業を受ける前と受けた後にアンケート調査を行い、今後の事業改善の一助とした。	実 績 【鯨商】 ・鯨の歴史、種類及び技術の実演と実技 ・開催日7/11、7/18 ・焼津水産高校 ・テレビ、新聞で取上げ 【料理】 ・日本料理の文化とマナー、実演と実技 ・開催日7/9、8/30 ・静岡学園、東海短大 【理容】 ・理容師訓練課程の説明、実演と実技 ・開催日11/12 ・清水船越小学校 ・アンケート調査結果 8割超が有意義な経験と回答。継続充実化を図る。
〇評 価 ・子供の職業観育成の観点から大変重要な事業。 ・後継者を増やす視点からの取組や、発信方法の工夫など改善を望む。		
平成24年度意見・要望 ・生衛業の事業継続のためには、忍耐強く充実化の方向で推進する必要がある。	平成25年度事業 ・鯨商、料理、理容組合の3組合で取組。 ・鯨商組合が東海大学短期大学部の要請を受け訪問施設を2施設とし、アンケート調査を実施。	実 績 ・参加募集1/15 →応募3組合(昨年同)。 ・第1回後継者育成支援協議会4/23
平成25年度意見・要望 ・後継者育成事業は徐々に周知、浸透。若者へのPRを含め他業種に拡大すべき。 ・後継者事業に実地指導は必要。	平成26年度事業 ・鯨商、料理、理容組合の3組合で取組。 ・料理組合が訪問高校を1校増やし短期大学校1、高等学校4校とした。	実 績 ・参加募集1/14 →応募3組合(昨年同) ・第1回後継者育成支援協議会5/21
平成26年度意見・要望 特になし	平成27年度事業 ・鯨商、料理、理容組合の3組合で取組。 ・料理組合が訪問高校1年生9クラス約400人に対して新たに実施。	実 績 ・参加募集1/14 →応募3組合(昨年同) ・第1回後継者育成支援協議会4/24
平成27年度意見・要望 ・短大での食文化の伝承は良い。高学歴者への後継者育成など幅を広げていければよい。 ・静岡県は食の都。世界の和食。例えば「鯨食学校」の設立はどうか。 ・生衛業の後継者の実態を調べてみるのもよい。	平成28年度事業 ・鯨商、料理、理容、美容業組合の4組合で取組。 ・新たに美容業組合が参加し、小学校1～6年生が保護者同伴で美容師業務を体験。	実 績 ・参加募集1/22 →応募4組合(+1)。 ・第1回後継者育成支援協議会4/22(事業承認) ・第2回後継者育成支援協議会3/10(事業報告)
平成28年度意見・要望 特になし	平成29年度事業 ・鯨商、料理業、理容、美容業組合の4組合で取り組む。 ・美容業組合は静岡市から東部(東部総合美容専門学校;三島市)で開催。アンケート調査も実施。	実 績 ・参加募集2/20 →応募4組合(9回、1,150人) ・第1回後継者育成支援協議会4/21(事業承認) ・第2回後継者育成支援協議会2/2 (事業報告)

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成29年度意見・要望 ・全業種で人手不足や後継者不足が叫ばれる。 ・子供の頃の意識で職業観が育つ(家族内継承)。 ・利益率が多ければ後継者も繋がる。 ・飲食店業など土日の勤めに人気がない。 ・調理師学校卒業生の大半は飲食関係業界に就職も離職率が高い。 ・地域、街づくりが大事。飲食店も活性化する。 ・三島地区では飲食店の創業が多いが、修行が必要な店は敬遠されがちで新陳代謝も激しい。 ・時間が掛かるが視点を変えてみる。高級路線もあり。長い目で街づくり、産業づくり。	平成30年度事業 「出前授業形式の職場体験学習を計画」 ・鮎商組合:公民館1、小学1、短期大1 ・料理業組合:中学1、高校8、短期大1 ・理容組合:小学2 ・美容業組合:理美容学校1	実 績 ・参加募集2/15 →応募4組合(16回、987人) ・第1回後継者育成支援協議会4/20(事業承認) ・第2回後継者育成支援協議会2/12 (事業報告)
平成30年度意見・要望	令和元年度事業 「出前授業形式の職場体験学習を計画」 ・鮎商組合:公民館1、小学1、短期大1 ・料理業組合:中学1、高校5、短期大1 ・理容組合:中学1 ・美容業組合:美容学校1	実 績 ・参加募集3月 →応募4組合(16回、967人) ・第1回後継者育成支援協議会4/15(事業承認) ・第2回後継者育成支援協議会2/13 (事業報告)
令和元年度意見・要望 特になし	令和2年度事業 「出前授業形式の職場体験学習を計画」 ・料理業組合:高校4、短期大1 (コロナの影響で一部中高校数の変更) ・理容組合:小学校1校→中止 (コロナの影響)	実 績 ・参加募集3月 →応募2組合(5回、121人) ・第1回後継者育成支援協議会4/9(1組合事業承認) ・第2回後継者育成支援協議会2/1(事業報告)
令和2年度意見・要望 ・小学生対象は必須。高校生は既に進路が決定。募集は応募形式がよい。 ・マスコミの積極活用が必要、県庁記者クラブに情報提供。 ・クリーニング体験はアイロンと電源が必要で体験学習は困難。組合の建物利用で実現可能。 ・ヨーロッパに行った経験では日本の理容技術は優秀と実感。2021年には静岡で全国大会開催。 ・飲食業では仕事がつらいなどの課題はあるが、体験して興味を持つことはよい。	令和3年度事業 「出前授業形式の職場体験学習を計画」 ・鮎商組合:小学校1 ・料理業組合:高校1、短期大1 ・理容組合:中学校1 (小学生、高校生をに変更) ・理容組合:中学1 ・美容組合:美容学校1→中止	実 績 ・参加募集3月 →応募4組合(4回、117人) ・美容業組合はコロナ禍で中止。 ・第1回後継者育成支援協議会4/8(事業承認) ・第2回後継者育成支援協議会2/28 (事業報告)
令和3年度意見・要望 ・後継者の不在は儲けが少ないのが理由の一つ。魅力を出さないとダメ。 ・事業形式を出前講座からインターンシップ事業へ転換を図る必要あり。	令和4年度事業 「出前授業形式の職場体験学習を計画」 ・鮎商組合:小学校1 ・料理業組合:高校1、短期大1 ・理容組合:小学校1 ・美容組合:小学校3	実 績 ・参加募集3月 →応募4組合(7回、307人) ・第1回後継者育成支援協議会4/27(事業承認) ・第2回後継者育成支援協議会3/15 (事業報告)
令和4年度意見・要望 特になし	令和5年度事業 「出前授業形式の職場体験学習を計画」 ・鮎商組合:小学校1 ・料理業組合:専門学校1 ・理容組合:小学校1 ・美容組合:小学校3	実 績 ・参加募集3月 →応募4組合(6回) ・第1回後継者育成支援協議会4/25(事業承認) ・第2回後継者育成支援協議会3/12 (事業報告)
令和5年度意見・要望 特になし	令和6年度事業 「出前授業形式の職場体験学習を計画」 ・鮎商組合:小学校1 ・料理業組合:専門学校1 ・理容組合:小学校1 ・美容組合:小学校3	目 標 ・参加募集3月 →応募4組合(5回) ・第1回後継者育成支援協議会4/25(事業承認) ・第2回後継者育成支援協議会2月中 (事業報告)

2 静岡県単独補助事業

(1)生活衛生関係営業対策事業

ア経営セミナーや研修会等の開催 イ飲食店等における栄養成分表示の促進及びバランスのとれた食事の啓発 ウ生活衛生同業組合への助成事業

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成23年度意見・要望 ・経営改善や新規メニュー、税務等の経営関連新規情報の入手や活用のために講習会やセミナーは重要で、今後も拡充する必要がある。 ・多彩な講師で効果も期待できる。 ・活動内容を時宜にあったものへの改善が必要。 ・食中毒等は小規模事業者にとっては致命傷になるので、周知は一層行うべき。 ・栄養表示や食品表示は一層研修に努めてほしい。 ・セミナー題目から推察すると魅力に欠けている。 ・衛生面に対する取組が少なく、好評と思えない。 ○評 価 ・指導センターの本命事業で重要と思われるので消費者目線に立ち創意工夫し、発信力を高めるよう改善を図ることを望む。 ・料金は会員と会員外と区別するなど付加価値を上手に付ける工夫も必要。	平成24年度事業 ・生衛業に必要な情報収集に努め、生衛組合と連携してセミナーや研修会等を開催。 ・引き続き生衛組合、生衛業、食品衛生協会、消費者団体、報道機関への情報提供等広く参加を呼びかける。	実 績 ・有料の経営セミナー 県下2会場 37名出席
平成24年度意見・要望 ・セミナーへの参加者増と参加意識を高めるためには有料化を導入すべき。 ・顧客の維持、増加を図るためには良好な営業環境の保持・改善が重要で、暴力追放(暴力団対策)への意識の浸透が必要。 ・国際化進展に伴う外国人観光客接客等が必要。 ・消費者や営業者へのタイムリー情報発信が必要。 ・生衛業活性化には生活や食文化、お茶文化等の向上や発信に努め、生衛組合と連携した取組が重要。	平成25年度事業 ・消費者ニーズや意見等の把握のため、消費者との懇談会や合同勉強会を実施。 ・各生衛業組合での情報発信状況把握のアンケート実施。	実 績 ・懇談会(飲食業関係者) 東中西 計3回開催 ・勉強会 10月24日 「食の安全について」
平成25年度意見・要望 ・懇談会や勉強会は大事。生活学校連絡協議会でも参加し取り組みたい。	平成26年度事業 ・ホテル・旅館組合との懇談会を実施。	実 績 ・懇談会 東中西 計3回開催 ・勉強会 10月22日 「福島県の現状と消費者団体連絡協議会の活動」
平成26年度意見・要望 ・消費者との懇談会を開催していることで生活衛生関係営業を十分理解することになった。	平成27年度事業 ・麺類業組合との懇談会等を実施。	実 績 ・懇談会 東中西 計3回開催 ・勉強会 10月20日 「食で変えませんか 心と体を健康に」
平成27年度意見・要望 ・セミナーの演題への要望に集客関係が多いが、経産省の補助金申請は製造業関係が多い中でサービス・小売業の事例も見受けられるので、先進事例として情報発信したらよい。	平成28年度事業 ・美容業組合との懇談会を実施。 ・経営セミナーに成功事例として、全国居酒屋展開中の「手羽先のやまちゃん」代表の講演、平成29年NHK大河ドラマ「直虎」関係講演を静岡小和田名誉教授に依頼する等時局に合ったセミナーを開催。 ・IT研修に「iPhone講座」導入。	実 績 ・懇談会 東中西 計3回開催 ・テーマ「ヘアカラーによる皮膚障害」 ・勉強会 10月18日 「ヘアカラーやまつ毛エクステ等のトラブル」
平成28年度意見・要望 特になし	平成29年度事業 ・食肉組合との懇談会等を実施。 ・各業態対応セミナーや研修会を実施。 ・IT研修として新規に「デジカメ講座」や「ホームページ作成講座」を開催。	実 績 ・懇談会 東中西 計3回開催 ・テーマ「お肉のあれこれ」 ・勉強会 10月18日 「食肉の安全・安心について」

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成29年度意見・要望	平成30年度事業	実 績
特になし	・ 鮭商組合との懇談会等を実施。 ・ 各業態対応セミナー、研修会を実施。	・ 懇談会 東中西 計3回開催 テーマ「すしの歴史」、「駿河湾の寿司ネタ」、「江戸のすし文化」 ・ 勉強会 10月12日 「世界の寿司事情」
平成30年度意見・要望	令和元年度事業	実 績
特になし	・ 社交飲食業組合との懇談会等を実施。 ・ 各業態対応セミナー、研修会を実施。	・ 懇談会 東中西 計3回開催 テーマ「自分だけの空間 スペースの必要性とよそ見の財産を作る時間を」 ・ 勉強会 10月11日 「自分だけの空間(スペース)の必要性とよそ見の財産を作る時間を」
令和元年度意見・要望	令和2年度事業	実 績
特になし	・ 理容組合との懇談会等を実施。 ・ 各業態対応セミナー、研修会を実施。	・ 懇談会 東中西 計3回開催 テーマ「理容の歴史と文化、ファッション」 ・ 勉強会 11月5日 「気になるネオニコチノイド系殺虫剤について」
令和2年度意見・要望	令和3年度事業	実 績
特になし	・ 料理業組合との懇談会等を実施。 ・ 各業態対応セミナー、研修会を実施。	・ 懇談会 東中西 計3回開催 テーマ「料理について」 ・ 勉強会 11月4日 「富士山とお茶畑の景色が無くなる日」
令和3年度意見・要望	令和4年度事業	実 績
特になし	・ 指導センターとの懇談会等を実施。 ・ 各業態対応セミナー、研修会を実施。	・ 懇談会（センター） 東中西 計3回開催 テーマ「センター各事業」 ・ 勉強会 11月4日 「地球に生まれ、生きるために」
令和4年度意見・要望	令和5年度事業	実 績
特になし	・ 飲食業組合との懇談会等を実施。 ・ 各業態対応セミナー、研修会を実施。	・ 懇談会（飲食業組合） 東中西 計3回開催 テーマ「飲食店の現状等」 ・ 勉強会 10月17日 「食の情報、鵜呑みにして大丈夫？」
令和5年度意見・要望	令和6年度事業	実 績
特になし	・ 麺類業組合との懇談会等を実施。 ・ 各業態対応セミナー、研修会を実施。	・ 懇談会（麺類業組合） 東中西 計3回開催 テーマ「蕎麦の打ち方及び業界の現状等」 ・ 勉強会 11月11日 「機能性表示食品の課題と今後」

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
---------------	---------------------	-----

・外部委員による指導・助言の導入

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
・当分は必要と考える。 ・開かれた事業推進には必要。今後も委員会の評価の下、事業の推進を望む。 ・厳しい評価の下で次に反映してほしい。 ・評価結果を次年度以降の事業に活かして欲しい。 ・委員会開催の必要性に疑問を感じた。	・継続	
○評 価		
・県民に開かれた指導センターとなるために外部評価は必要。		
平成24年度意見・要望	平成25年度事業	実 績
・特になし	・指導センター各事業全般を審議 ・各生衛組合の消費者への情報提供状況、組合加入状況を報告。	
平成25年度意見・要望	平成26年度事業	実 績
・特になし	・主に衛生組合活性化に係る「衛生水準の確保・向上事業」を審議。	
平成26年度意見・要望	平成27年度事業	実 績
特になし	・指導センター各事業全般を審議。	
平成27年度意見・要望	平成28年度事業	実 績
特になし	・「営業標準約款登録事業」の登録減少、「クリーニング師等研修事業」の研修申込減少から、当該2事業を審議。	
平成28年度意見・要望	平成29年度事業	実 績
特になし	・指導センター主事業である衛生確保等指導事業の「相談指導事業」、「情報化整備事業」、「後継者育成支援事業」の3事業を審議。	
平成29年度意見・要望	平成30年度事業	実 績
特になし	・指導センター主事業である衛生確保等指導事業の「公衆衛生活動事業」、「生活衛製営業指導業務事業」、「経営特別相談員研修事業」の3事業を審議。	
平成30年度意見・要望	令和元年度事業	実 績
特になし	・指導センター主事業である衛生確保等指導事業の「景気動向等調査事業」、「標準営業約款登録事業」、「分野調整事業」の3事業を審議。	
令和元年度意見・要望	令和2年度事業	実 績
・市町が土地開発を行い大規模ホテルを建設し観光に力を入れることは、ホテル業界側から民業圧迫に感じないか。 ・観光はオリンピック後に難しい問題となりうる。 ・サービス業、旅館、飲食店は賃金が低い。最低賃金では人は集まらない。サービス業従事者が減り就業者の取合いになっていく。 ・消費者も働く人も強くなれば経営者は大変。	・指導センター主事業である衛生確保等指導事業の「標準営業約款登録事業」、「クリーニング師等研修事業」の2事業を審議。	
令和2年度意見・要望	令和3年度事業	実 績
特になし	・指導センター主事業である衛生確保等指導事業の「相談指導事業」、「情報化整備事業」、「後継者育成支援事業」の3事業を審議。	

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
令和3年度意見・要望	令和4年度事業	実 績
特になし	・指導センター主事業である衛生確保等指導事業の「公衆衛生活動事業」、「生活衛生営業指導業務」、「経営特別相談員研修事業」の3事業を審議。	
令和4年度意見・要望	令和5年度事業	実 績
特になし	・指導センター主事業である衛生確保等指導事業の「分野調整事業」、「景気動向等調査事業」、「標準営業約款登録事業」の3事業を審議。	
令和5年度意見・要望	令和6年度事業	実 績
特になし	・指導センター主事業である衛生確保等指導事業の「相談指導事業」、「情報化整備事業」、「後継者育成事業」、「クリーニング師等研修事業」の4事業を審議。	

(2) 公衆衛生活動事業

ア 日本公庫融資推薦事務 イ 広報紙の作成・配布 ウ 生衛組合及びセンター役職員の研修会等への参加
エ 経営特別相談員の交通事故賠償保険への加入

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成23年度意見・要望 ・融資推薦事務は今後も継続していくべき事業。 ・パンフレット、広報誌の作成は継続すべき事業。 ・今後とも引き続き周知は必要。 ・無駄にしない最大限の広報活動としてほしい。 ・特別相談員の傷害保険は事業とそぐわない。自分でやるべきことと考える。 ・活動が見えにくい。 〇評 価 ・消費者に知られていない。もっと発信力を高めるよう改善を望む。	平成24年度事業 ・県消費者団体連盟や県生活学校連絡協議会など消費者関係団体との連携を強化する。(各団体の研修会等で各生衛組合やセンター業務の啓発に努める。) ・パンフレットや広報紙の増刷、関係団体や保健所等関係機関での活用を努める。	
平成24年度意見・要望 ・生衛業の消費者への浸透を図るためには、消費者団体との勉強会等継続が重要。	平成25年度事業 ・広報紙の費用対効果を考え装丁の変更を企画。 ・各種パンフレットの用途に見合った形で作成し、関係団体や保健所等関係機関での活用を努める。 ・経営特別相談員の交通事故賠償保険への加入の必要性を再検討。	
平成25年度意見・要望 特になし	平成26年度事業 ・利用者、消費者、生衛業者に指導センターの事業内容を分かりやすく周知できるよう、広報紙やパンフレットを作成。 ・「指導センターのしおり」を新たに作成して出張相談の際に講習参加者全員に配付し、手許資料を元に十分な説明を行うことで周知向上に努めた。	
平成26年度意見・要望 特になし	平成27年度事業 ・利用者、消費者、生衛業者に指導センターの事業内容を分かりやすく周知できるよう、広報紙やパンフレットを作成。 ・「指導センターのしおり」を新たに作成して出張相談の際に講習参加者全員に配付し、手許資料を元に十分な説明を行うことで周知向上に努めた。	
平成27年度意見・要望 特になし	平成28年度事業 ・利用者、消費者、生衛業者に指導センターの事業内容を分かりやすく周知できるよう、広報紙やパンフレットを作成。 ・「指導センターのしおり」を新たに作成して出張相談の際に講習参加者全員に配付し、手許資料を元に十分な説明を行うことで周知向上に努めた。	
平成28年度意見・要望 特になし	平成29年度事業 ・利用者、消費者、生衛業者に指導センターの事業内容を分かりやすく周知できるよう、広報紙やパンフレットを作成。 ・昨年度作成の「指導センターのしおり」を出張相談の際に講習参加者全員に配付し、手許資料を元に十分な説明を行うことで周知向上に努めた。	実 績 ・融資推薦指導 一般44件、衛経3件 ・研修会参加3回 ・生衛しずおか発行 3,500部 ・交通事故賠償保険 特相員全員42名

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成29年度意見・要望	平成30年度事業	実 績
特になし	ア日本公庫融資推薦事務 推薦や審査代行業務を遅滞なく実施。 イ広報紙の作成配布 県庁、政策公庫、各組合に依頼し発刊。 ウ役職員の研修会等参加 全国センター主催のセミナー等に参加。 エ特相員の交通事故賠償保険加入 活動中の事故に備え障害保険に加入。	・融資推薦指導 一般44件、衛経3件 ・研修会参加3回 ・生衛しずおか発行 3,500部 ・交通事故賠償保険 特相員全員42名
平成30年度意見・要望	令和元年度事業	実 績
特になし	ア日本公庫融資推薦事務 推薦や審査代行業務を遅滞なく実施。 イ広報紙の作成配布 県庁、政策公庫、各組合に依頼し発刊。 ウ役職員の研修会等参加 全国センター主催のセミナー等に参加。 エ特相員の交通事故賠償保険加入 活動中の事故に備え障害保険に加入。	・融資推薦指導 一般26件、衛経10件 ・研修会参加3回 ・生衛しずおか発行 3,500部 ・交通事故賠償保険 特相員全員47名
令和元年度意見・要望	令和2年度事業	実 績
特になし	ア日本公庫融資推薦事務 推薦や審査代行業務を遅滞なく実施。 イ広報紙の作成配布 県庁、政策公庫、各組合に依頼し発刊。 ウ役職員の研修会等参加 全国センター主催のセミナー等に参加。 エ特相員の交通事故賠償保険加入 活動中の事故に備え障害保険に加入。	・融資推薦指導 一般22件、衛経1件 ・研修会参加3回 ・生衛しずおか発行 3,500部 ・交通事故賠償保険 特相員全員46名
令和2年度意見・要望	令和3年度事業	実 績
特になし	ア日本公庫融資推薦事務 推薦や審査代行業務を遅滞なく実施。 イ広報紙の作成配布 県庁、政策公庫、各組合に依頼し発刊。 ウ役職員の研修会等参加 全国センター主催のセミナー等に参加。 エ特相員の交通事故賠償保険加入 活動中の事故に備え障害保険に加入。	・融資推薦指導 一般28件、衛経1件 ・研修会参加3回 ・生衛しずおか発行 3,500部 ・交通事故賠償保険 特相員全員38名
令和3年度意見・要望	令和4年度事業	実 績
特になし	ア日本公庫融資推薦事務 推薦や審査代行業務を遅滞なく実施。 イ広報紙の作成配布 県庁、政策公庫、各組合に依頼し発刊。 ウ役職員の研修会等参加 全国センター主催のセミナー等に参加。 エ特相員の交通事故賠償保険加入 活動中の事故に備え障害保険に加入。	・融資推薦指導 一般32件 ・研修会参加3回 ・生衛しずおか発行 3,500部 ・交通事故賠償保険 特相員全員38名
令和4年度意見・要望	令和5年度事業	実 績
特になし	ア日本公庫融資推薦事務 推薦や審査代行業務を遅滞なく実施。 イ広報紙の作成配布 県庁、政策公庫、各組合に依頼し発刊。 ウ役職員の研修会等参加 全国センター主催のセミナー等に参加。 エ特相員の交通事故賠償保険加入 活動中の事故に備え障害保険に加入。	・融資推薦指導 一般27件 ・研修会参加1回 ・生衛しずおか発行 3,500部 ・交通事故賠償保険 特相員全員35名

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
令和5年度意見・要望	令和6年度事業	目 標
特になし	ア日本公庫融資推薦事務 推薦や審査代行業務を遅滞なく実施。 イ広報紙の作成配布 県庁、政策公庫、各組合に依頼し発刊。 ウ役職員の研修会等参加 全国センター主催のセミナー等に参加。 エ特相員の交通事故賠償保険加入 活動中の事故に備え障害保険に加入。	・融資推薦指導 一般30件、衛経2件 ・研修会参加3回 ・生衛しずおか発行 3,500部 ・交通事故賠償保険 特相員全員51名

3 静岡県受託事業

・生活衛生営業指導業務委託事業

生活衛生営業指導員による営業施設の巡回指導

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成23年度意見・要望 ・業界の自主管理推進のため継続の必要がある事業。 ・素人にはわからない衛生法もあり、巡回指導で向上するのなら必要がある事業。 ・巡回指導は非常に重要で今後とも継続すべき。 ・巡回指導は求められている。 ・慣れ合いにならないよう予告なし巡回指導を願う。 ○評価 ・巡回指導は必要と思うが、内容の透明性を高めるよう改善を望む。	平成24年度事業 ・営業指導員と保健所の連携を再確認し、一層効果的な巡回指導体制の確立に努める。(生活衛生営業指導員設置要領を指導員、保健所に再周知。)	
平成24年度意見・要望 特になし	平成25年度事業 ・営業指導員と保健所との連携を更に図り、より効果的な巡回指導体制の確立に努める。 ・巡回指導の質的な向上に向けて営業指導員アンケートを実施し、指導内容改善を図る。	
平成25年度意見・要望 特になし	平成26年度事業 ・営業指導員活動のサポートに各組合や保健所と連携を図り、効果的な巡回指導体制の確立に努める。 ・衛生水準の維持向上に資する巡回指導のあり方に向けて前年に続きアンケート実施。	
平成26年度意見・要望 特になし	平成27年度事業 ・営業指導員活動のサポートに向けて各組合や保健所との連携を図り、効果的な巡回指導体制の確立に努めた。 ・店舗指導の効果向上施策に向けた組合等へのヒアリング。	巡回指導実績 ・1,977施設
平成27年度意見・要望 特になし	平成28年度事業 ・営業指導員活動のサポートに向けた各組合との連携、県主管課や保健所と連携し、巡回指導体制の確立に努めた。	巡回指導実績 ・1,950施設
平成28年度意見・要望 特になし	平成29年度事業 ・各生衛組合や各保健所との連携を図り効果的な巡回指導体制のサポートに努め、目標の1,900施設を達成。	巡回指導実績 ・1,910施設 (目標1,900施設)
平成29年度意見・要望 特になし	平成30年度事業 ・各生衛組合や各保健所との連携を図り効果的な巡回指導体制のサポートに努めた。 ・衛生水準の確保・向上事業推進会議等において保健所などに協力要請。	巡回指導実績 ・1,912施設 (目標1,900施設)
平成30年度意見・要望 特になし	令和元年度事業 ・各生衛組合や各保健所との連携を図り効果的な巡回指導体制のサポートに努め、目標の1,900施設を達成。	巡回指導実績 ・1,901施設 (目標1,900施設)
令和元年度意見・要望 ・クリーニング取扱店で資格は必要か。 ・営業指導員制度の巡回は、消費者目線からは組合内外を問わず同じ衛生状態が必要。 ・指導員が減少する中で目標件数が同じでは達成が難しくならないか。	令和2年度事業 ・各生衛組合や各保健所との連携を図り効果的な巡回指導体制のサポートに努めた。 ・衛生水準の確保・向上事業推進会議等において保健所などに協力要請。	巡回指導実績 ・1,886施設 (目標1,850施設)

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
令和2年度意見・要望	令和3年度事業	巡回指導実績
特になし	・各生衛組合や各保健所との連携を図り効果的な巡回指導体制のサポートに努め、目標の1,853施設を達成。 ・衛生水準の確保・向上事業推進会議等において保健所などに協力要請。	・ 1,894施設 (目標1,853施設)
令和3年度意見・要望	令和4年度事業	巡回指導実績
特になし	・各生衛組合や各保健所との連携を図り効果的な巡回指導体制のサポートに努め、目標の1,853施設を達成。 ・衛生水準の確保・向上事業推進会議等において保健所などに協力要請。	・ 1,877施設 (目標1,850施設)
令和4年度意見・要望	令和5年度事業	巡回指導実績
特になし	・各生衛組合や各保健所との連携を図り効果的な巡回指導体制のサポートに努め、目標の1,853施設を達成。 ・衛生水準の確保・向上事業推進会議等において保健所などに協力要請。	・ 1,857施設 (目標1,850施設)
令和5年度意見・要望	令和6年度事業	巡回指導実績
特になし	・各生衛組合や各保健所との連携を図り効果的な巡回指導体制のサポートに努め、目標施設数の達成を目指す。 ・衛生水準の確保・向上事業推進会議等において保健所などに協力要請。	・ 目標1,800施設

4 全国生活衛生営業指導センター受託事業

(1) 経営特別相談員研修事業

・生衛業者の融資や各種相談に適切対応するための研修会の開催

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成23年度意見・要望 ・相談員の若返りを図り、制度の一層の促進を図る必要がある。 ・相談員の専門分野を明確にすることが必要。 ・特相員の人材養成が必要。 ・特相員の構成や方法再構築も視野に検討が必要。 ・必要性が感じられない。 ○評 価 ・研修会の内容を相違工夫し、一層の人材養成を望む。	平成24年度事業 ・特相員の主業務は「衛経に関する相談指導」のため、従来の公庫職員による経営改善資金特別貸付に関する相談指導に特化した研修会を、保健所業務に関する助言相談など業務の多様化に対応できるよう保健所職員による生活衛生関係営業指導事業の講演を実施。 ・衛経業務の減少に伴う特相員の業務変化とマンネリ化気味の業務の再認識するため、特相員の日常業務の在り方等を説諭し、意見交換会を実施。 ・研修会の在り方等アンケート調査を実施。	○特相員制度要綱(昭和48年創設) ・各組合理事長の推薦に基づき静岡県生活衛生局長が選定し知事が委嘱。 ・委嘱期間は原則3年以内。 ・業務(要綱第5) ①経理等経営に関する指導、②営業設備の近代化等に関する指導、③設備改善資金特別貸付に関する相談指導、④生活衛生営業の許認可等の助言相談、⑤県等が行う生活衛生関係営業指導事業に対する協力。 ○アンケート結果 ・研修は評価も、内容を減らし各時間にゆとりを持ちたい。経営改善への具体的対策等研修を希望等の意見。
平成24年度意見・要望 ・特相員活動の活性化には成功活動事例の情報発信(提供)が必要。 ・衛生活動にも取り組むことが必要。	平成25年度事業 ・特相員活動の活性化に向け、融資制度に加え①生営業の現状と特相員の役割②生衛業の税務研修を実施。 ・特相員の相談窓口としての機能強化に向け、各保健所・県民生活センター・政策金融公庫の窓口一覧を作成し、配布・説明。	実 績 ・特相員研修 7/18静岡市 ・アンケート結果 - 研修内容を好評価。税務研修の評価は高かった。クレーム対応研修要望があった。
平成25年度意見・要望 特になし	平成26年度事業 ・研修講座：①生営業の現状と特相員の役割、②中小企業診断士による今後の生活衛生業の経営戦略、③限度額が拡充された融資制度の研修を実施。 ・特相員の相談窓口としての機能強化に向け、各保健所・県民生活センター・政策金融公庫の窓口一覧を作成し、配布・説明。	実 績 ・特相員研修 7/23静岡市 ・アンケート結果 - 研修内容を好評価。税務研修は高評価。クレーム対応研修要望があった。
平成26年度意見・要望 特になし	平成27年度事業 ・研修講座：①指導センター「生衛法と生衛組合、特相員制度とその役割」②税理士「中小企業の現状と事業承継」③公庫「生衛関係営業の融資制度」、マイナンバー制度発足周知。	実 績 ・特相員研修 8/3静岡市 ・アンケート結果 - 研修内容を好評価。クレーム対応、経済・社会課題への対応研修要望があった。 *H28.11.8 生衛大会「クレーム対応」講演
平成27年度意見・要望 特になし	平成28年度事業 ・研修講座：①県衛生課「生衛行政の現状と動向」、②中小企業診断士「生衛業の経営の改善策・安定化等」、③公庫「生衛関係営業の融資制度」、研修のあり方等アンケート調査実施。	実 績 ・特相員研修 8/3静岡市 ・アンケート結果 - 研修内容を好評価。中小企業診断士研修は高評価。障害者差別解消法の研修要望があった。
平成28年度意見・要望 特になし	平成29年度事業 ・研修講座：①県衛生課「生衛行政の現状と動向」、②全国センター「生衛業を巡る消費者動向等経営環境のトレンド」、③公庫「生衛関係営業の融資制度」、研修のあり方等アンケート調査実施。	実 績 ・特相員研修 8/2静岡市 ・アンケート結果 - 消費者・利用者の動向等に対する研修を高評価。

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成29年度意見・要望	平成30年度事業	実 績
特になし	・研修講座；①公庫「衛経の推薦事務実務」、②中小企業診断士「収益力向上、経営分析、経営環境」、③静岡労働局「労務、最低賃金、補助金活用」、④名古屋国税局「消費税軽減税率の概要と要点」	・特相員研修 7/2静岡市、8/22沼津市開催。 ・業界の自主的実践活動である経営相談指導事業強化に向け、業務上必要な知識の修得、資質と能力の養成向上を図った。
平成30年度意見・要望	令和元年度事業	実 績
・アンケート結果で「参考にならなかった」理由は何故か。原因を追究するべき。「非常に良かった」がないと意味が薄れる。 ・研修は義務で受講しているなら継続しても意味がない。	・研修講座；①公庫「衛経の限度額拡充に関する留意事項」、②東海財務局静岡「静岡県の経済情勢」、③指導センター「生産性向上ガイドラインマニュアルの活用方法」、④社会保険労務士「労務、最低賃金、補助金活用」、⑤税理士「消費税軽減税率開始とレジ補助金」	・研修 7/8静岡市、8/7沼津市 ・業界の自主的実践活動である経営相談指導事業強化に向け、業務上必要な知識の修得、資質と能力の養成向上を図った。
令和元年度意見・要望	令和2年度事業	実 績
特になし	・研修講座；①指導センター「新型コロナウイルス感染症による制度の拡充」、②指導センター「生産性向上ガイドラインマニュアルの活用方法概要」、③働き方改革推進センター「経営分析研修」、④静岡労働局「労務管理講習」	・研修 7/1静岡市、8/5沼津市 ・業界の自主的実践活動である経営相談指導事業強化に向け、業務上必要な知識の修得、資質と能力の養成向上を図った。
令和2年度意見・要望	令和3年度事業	実 績
特になし	・研修講座；①公庫「衛経の推薦にかかる注意事項等」、②中小企業診断士「職場環境の整備による収益力・生産性向上」、③指導センター「生産性向上ガイドラインマニュアルの活用方法」、④静岡労働局「労務管理講習」	・研修 7/13静岡市、8/4沼津市 ・業界の自主的実践活動である経営相談指導事業強化に向け、業務上必要な知識の修得、資質と能力の養成向上を図った。
令和3年度意見・要望	令和4年度事業	実 績
特になし	・研修講座；①公庫「衛経の推薦にかかる注意事項等」、②社会保険労務士「収益力向上施策」、③静岡働き方改革推進支援センター「労務管理」、④指導センター「生産性向上ガイドライン・マニュアルの活用方法」	・研修 7/27静岡市、8/3沼津市 ・業界の自主的実践活動である経営相談指導事業強化に向け、業務上必要な知識の修得、資質と能力の養成向上を図った。
令和4年度意見・要望	令和5年度事業	実 績
・融資推薦事務の研修内容を演習形式等に実践的に工夫してほしい。	・研修講座；①公庫「衛経の推薦にかかる留意事項等」、②中小企業診断士「経営の近代化・合理化」、③静岡働き方改革推進支援センター「労務管理」、④全国指導センター「特相員の役割と生衛組合を取り巻く環境」	・研修 8/3静岡市 ・業界の自主的実践活動である経営相談指導事業強化に向け、業務上必要な知識の修得、資質と能力の養成向上を図った。
令和5年度意見・要望	令和6年度事業	実 績
特になし	・研修講座；①公庫「衛経の推薦にかかる留意事項等」、②中小企業診断士「経営の近代化・合理化」、③静岡働き方改革推進支援センター「労務管理」	・研修 7/31静岡市 ・業界の自主的実践活動である経営相談指導事業強化に向け、業務上必要な知識の修得、資質と能力の養成向上を図った。

(2)景気動向等調査事業

ア景気動向調査 イ経営状況調査(平成24年度～実施。平成26年度～衛生水準の確保・向上事業を組入れ)
・生衛業の経営の健全化や融資制度の充実等に活用

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成23年度意見・要望 ・調査は国の大切な経済活動の指標となり必要。 ・時代の流れやお客様の動きがわかる事業であり今後とも必要。 ・調査は様々な機関で行われているため他機関のデータを活用するなど方法の再検討も必要。 ・他の調査で十分であると考ええる。 〇評 価 ・全国一斉調査で生衛業の現状把握に必要と思われるが、調査結果の活用に工夫を望む。	平成24年度事業 ・景気動向調査は日本政策金融公庫の入札で行うが、全国センターが落札できず未実施。	・従来、全国センターが日本政策金融公庫から受託し各都道府県センターに再委託。 ・厚生労働省補助事業として、全国センターが行う生衛業経営状況実態調査事業を各都道府県指導センターが受託し実施。
平成24年度意見・要望	平成25年度事業 ア 景気動向調査 ・対象企業：70企業(施設) ・調査時期：4回(4半期毎) ・調査表の配布・回収・集計・全国センター報告 ・生衛関係営業の景気動向及び設備投資動向等を定期的把握。	実 績
特になし	イ 経営状況調査 ・平成25年度から回収率の下限設定80%に加え、成果主義を導入。 ・回収率向上に向け、単に組合頼みでなく指導センター関与事業者を調査対象に含めた。(経営状況調査は経営内容が調査対象のため外部報告を躊躇する事例が多い。) ・調査結果を経営改善に活かせるよう工夫。	実 績
平成25年度意見・要望	平成26年度事業 ア 景気動向調査 ・対象企業：70企業(施設) ・調査実施時期：4回(4半期毎) ・調査表の配布・回収・集計・全国センター報告 ・生衛関係営業の景気動向及び設備投資動向等を定期的把握。	実 績
特になし	イ 経営状況調査 ・調査対象が経営内容のため事業者の協力を得にくい面があり、回収率低減の要因。 ・平成25年度以降の成果主義導入で一定の回収率の確保が要請されるため、指導センターが融資等で関与した事業者を調査対象にし、調査だけでなく融資後のフォローとして経営相談等と併せた形で実施し回収率アップを図る。	実 績
	ウ 衛生水準の確保・向上事業 ・衛生水準の確保・向上事業推進会議 ・生衛法等案内チラシ類等の配布 ・生衛業新規許可等店舗の情報収集と生衛組合への情報提供	実 績
平成26年度意見・要望	平成27年度事業 ア 景気動向調査 ・対象企業：70企業(施設) ・調査実施時期：4回(4半期毎) ・調査表の配布・回収・集計・全国センター報告 ・生衛関係営業の景気動向及び設備投資動向等を定期的把握。	実 績
特になし	イ 経営状況調査 ・経営状況を定期的に把握し情報提供を行い、衛生水準の確保向上に係る事業や諸施策提言に向け組合等アンケート実施。 ・組合の調査対象施設(70施設)調査等を実施。	実 績

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
	ウ 衛生水準の確保・向上事業	実 績
・東中西に長いので促進地域を絞ることも必要。 ・公庫融資制度が知られていないのでPR必要。 ・団体保険も組合加入メリット。利用者の声や具体事例(保険加入で救済)をパンフ等に記載しPR。 ・保険料年額でなく1日〇円と表現したら。 ・パンフは業界用語等使わず分かりやすく。 ・生衛業、生衛組合の言葉を理解されない懸念。 ・漢字やABC、カタカナでなく、ひらがなで分かりやすく記載することも必要。 ・組合加入のメリットは交流できること。 ・生衛業理解促進には何度も足を運ぶべき。 ・地域や業種も様々。個別に対応し生衛業を知ってもらう努力をすべき。	・衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催 ・生衛法等案内チラシ類等の配布 ・生衛業新規許可等店舗の情報収集と生衛組合への情報提供 ・NTT加入生衛業全てにセンター、組合加入案内をダイレクトメールで送付。 ・生活衛生同業組合に関するアンケート調査	ダイレクトメール成果 ＊FAXによる相談等 ・センターへの融資等相談7件 ・組合加入申込み10件 ＊電話問合せ25件
平成27年度意見・要望	平成28年度事業	
	ア 景気動向調査	実 績
特になし	・対象企業：70企業(施設) ・調査実施時期：4回(4半期毎) ・調査表の配布・回収・集計・全国センター報告 ・景気動向及び設備投資動向等を定期的把握 ・第3回目の訪問面接調査で遠距離等の依頼先を郵送	
	イ 経営状況調査	実 績
特になし	・調査対象が売上等の実績のため、小規模事業者から毎月の集計が面倒と嫌がられる傾向にあり回収率低迷(72.5%)の要因。 ・適宜調査対象の入替や訪問による協力依頼を行い、回収率改善を図ったが、年間件数は186件(回収率66.4%)。	
	ウ 衛生水準の確保・向上事業	
特になし	・衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催 ・生衛法等案内チラシ類等の配布 ・生衛業新規許可等店舗の情報収集と生衛組合への情報提供 ・NTT加入生衛業全てにセンター、組合加入案内をダイレクトメールで送付。 ・勧誘訪問が遠隔地等の困難なケースはダイレクトメールによる情報提供。	
平成28年度意見・要望	平成29年度事業	
	ア 景気動向調査	実 績
特になし	・対象企業：70企業(施設) ・調査実施時期：4回(4半期毎) ・調査表の配布・回収・集計・全国センター報告 ・景気動向及び設備投資動向等を定期的把握 ・第2～4回目の訪問面接調査で遠距離等の依頼先を郵送。	・Aグループ(42施設) 第1～2回:訪問面接 第3～4回:郵送調査 ・Bグループ(28施設) 第1回:訪問面接 第2～4回:郵送調査
	イ 経営状況調査	実 績
特になし	・調査表回収改善のため、協力を得られていない調査先に再度協力依頼アプローチを行い、協力を得られない場合は対象先入替を行い回収率改善に努めた。	・期間：29/4～30/3 ・回数：年間4回 ・対象先：70件 189件(回収率67.5%)
	ウ 衛生水準の確保・向上事業	実 績
特になし	・衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催 ・生衛法等案内チラシ類等の配布 ・生衛業新規許可等店舗の情報収集と生衛組合への情報提供 ・新規加入生衛業者にセンター、組合加入案内をダイレクトメールで送付。 ・行政機関への支援要請	・推進会議10/ ・DM(全国センター) 1,506施設 ・支援要請3か所

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成29年度意見・要望	平成30年度事業	
	ア 景気動向調査	実 績
特になし	- 対象企業：70企業(施設) - 調査実施時期：4回(4半期毎) - 調査表の配布・回収・集計・全国センター報告 - 景気動向及び設備投資動向等を定期的把握 - 第1・3回は訪問面接、第2・4回は郵送調査	- 回収率 - 第1回:100% - 第2回:91.4% - 第3回:95.7% - 第4回:92.8%
	イ 経営状況調査	実 績
特になし	調査表回収改善のため、協力を得られていない調査先に再度協力依頼アプローチを行い、協力を得られない場合は対象先入替を行い回収率改善に努めた。	- 期間：30/4～31/3 - 回数：年間4回 - 対象先：70件 232件(回収率82.9%)
	ウ 衛生水準の確保・向上事業	
特になし	- 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催 - 生衛法等案内チラシ類等の配布 - 生衛業新規許可等店舗の情報収集と生衛組合への情報提供 - 新規加入生衛業者にセンター、組合加入案内をダイレクトメールで送付。 - 行政機関等への支援要請	- 推進会議10/11 - DM(全国センター) 1,783施設 - 支援要請3か所
平成30年度意見・要望	令和元年度事業	
	ア 景気動向調査	実 績
特になし	- 対象企業：70企業(施設) - 調査実施時期：4回(4半期毎) - 調査表の配布・回収・集計・全国センター報告 - 景気動向及び設備投資動向等を定期的把握 - 第1・3回は訪問面接、第2・4回は郵送調査	- 回収率 - 第1回:94.3% - 第2回:87.1% - 第3回:97.1% - 第4回:87.1%
	イ 経営状況調査	実 績
特になし	調査表回収改善のため、協力を得られていない調査先に再度協力依頼アプローチを行い、協力を得られない場合は対象先入替を行い回収率改善に努めた。	- 期間：31/4～R2/3 - 回数：年間4回 - 対象先：70件 265件(回収率94.6%)
	ウ 衛生水準の確保・向上事業	実 績
特になし	- 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催 - 生衛法等案内チラシ類等の配布 - 新規営業者名簿の情報提供 - 組織活性化のための研修会等の開催 - 行政機関等への生衛業支援の要請など - 生衛組合に関する活動実態調査(仮称)	- 推進会議10/10 - DM(静岡センター) 2,210施設 - 組合活動実態調査 10月 - 支援要請3か所
令和元年度意見・要望	令和2年度事業	
	ア 景気動向調査	実 績
- アンケート結果は公表されているのか。 - 調査結果を経営相談に活用できればよい。 - 県独自の好事例をホームページ等に載せるとよい。	- 対象企業：70企業(施設) - 調査実施時期：4回(4半期毎) - 調査表の配布・回収・集計・全国センター報告 - 景気動向及び設備投資動向等を定期的把握 - 第1・3回は訪問面接、第2・4回は郵送調査	- 回収率 - 第1回:94.3% - 第2回:97.1% - 第3回:95.7% - 第4回:61.4%
	イ 経営状況調査	実 績
特になし	調査表回収改善のため、協力を得られていない調査先に再度協力依頼アプローチを行い、協力を得られない場合は対象先入替を行い回収率改善に努めた。	- 期間：R2/4～R3/3 - 回数：年間4回 - 対象先：70件 222件(回収率79.3%)
	ウ 衛生水準の確保・向上事業	実 績
特になし	- 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催 - 生衛法等案内チラシ類等の配布 - 新規営業者名簿の情報提供 - 組織活性化のための研修会等の開催 - 行政機関等への生衛業支援の要請など	- 推進会議 書面開催 - DM(静岡センター) 2,282施設 - 支援要請3か所

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
令和2年度意見・要望	令和3年度事業	
特になし	ア 景気動向調査 ・対象企業：70企業(施設) ・調査実施時期：4回(4半期毎) ・調査表の配布・回収・集計・全国センター報告 ・景気動向及び設備投資動向等を定期的把握 ・第1・3回は訪問面接、第2・4回は郵送調査	実 績 ・回収率 第1回:98.6% 第2回:92.9% 第3回:97.3% 第4回:92.9%
特になし	イ 経営状況調査 ・調査表回収改善のため、協力を得られていない調査先に再度協力依頼アプローチを行い、協力を得られない場合は対象先入替を行い回収率改善に努めた。	実 績 ・期間：R3/4～R4/3 ・回数：年間4回 ・対象先：70件 223件(回収率79.6%)
特になし	ウ 衛生水準の確保・向上事業 ・衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催 ・生衛法等案内チラシ類等の配布 ・新規営業者名簿の情報提供 ・組織活性化のための研修会等の開催 ・行政機関等への生衛業支援の要請など	実 績 ・推進会議 10/7 ・DM(静岡センター) 1,780施設 ・支援要請 5か所
令和3年度意見・要望	令和4年度事業	
特になし	ア 景気動向調査 ・対象企業：70企業(施設) ・調査実施時期：4回(4半期毎) ・調査表の配布・回収・集計・全国センター報告 ・景気動向及び設備投資動向等を定期的把握 ・第1・3回は訪問面接、第2・4回は郵送調査。	実 績 ・回収率 第1回:94.3% 第2回:90.0% 第3回:100.0% 第4回:91.4%
特になし	イ 経営状況調査 ・調査表回収改善のため、協力を得られていない調査先に再度協力依頼アプローチを行い、協力を得られない場合は対象先入替を行い回収率改善に努めた。	実 績 ・期間：R3/4～R4/3 ・回数：年間4回 ・対象先：70件 238件(回収率85.0%)
特になし	ウ 衛生水準の確保・向上事業 ・衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催 ・生衛法等案内チラシ類等の配布 ・新規営業者名簿の情報提供 ・組織活性化のための研修会等の開催 ・行政機関等への生衛業支援の要請など	実 績 ・推進会議 10/6 ・DM(静岡センター) 1,545施設 ・支援要請 3か所
令和4年度意見・要望	令和5年度事業	
特になし	ア 景気動向調査 ・対象企業：70企業(施設) ・調査実施時期：4回(4半期毎) ・調査表の配布・回収・集計・全国センター報告 ・景気動向及び設備投資動向等を定期的把握 ・第1・3回は訪問面接、第2・4回は郵送調査	実 績 ・回収率 第1回:97.1% 第2回:92.9% 第3回:97.1% 第4回:94.3%
特になし	イ 経営状況調査 ・調査表回収改善のため、協力を得られていない調査先に再度協力依頼アプローチを行い、協力を得られない場合は対象先入替を行い回収率改善に努めた。	実 績 ・期間：R5/4～R6/3 ・回数：年間4回 ・対象先：70件 237件(回収率84.6%)
特になし	ウ 衛生水準の確保・向上事業 ・衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催 ・生衛法等案内チラシ類等の配布 ・新規営業者名簿の情報提供 ・組織活性化のための研修会等の開催 ・行政機関等への生衛業支援の要請など	実 績 ・推進会議 10/30 ・DM(静岡センター) 1,326施設 ・支援要請 3か所

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
令和5年度意見・要望	令和6年度事業	
	ア 景気動向調査	実 績
特になし	- 対象企業：70企業(施設) - 調査実施時期：4回(4半期毎) - 調査表の配布・回収・集計・全国センター報告 - 景気動向及び設備投資動向等を定期的把握 - 第1・3回は郵送調査、第2・4回は訪問調査	- 回収率 - 第1回:95.7% - 第2回:100.0% - 第3回:98.6% - 第4回:-%
	イ 経営状況調査	実 績
特になし	調査表回収改善のため、協力を得られていない調査先に再度協力依頼アプローチを行い、協力を得られない場合は対象先入替を行い回収率改善に努めた。	- 期間：R6/4～R7/3 - 回数：年間4回 - 対象先：70件 188件(回収率89.5%) (第1～3回)
	ウ 衛生水準の確保・向上事業	実 績
特になし	- 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催 - 生衛法等案内チラシ類等の配布 - 新規営業者名簿の情報提供 - 組織活性化のための研修会等の開催 - 行政機関等への生衛業支援の要請など - 保健所組合支部意見交換会の開催	- 推進会議 10/11 - DM(静岡センター) 1,378施設 - 支援要請 3か所 - 意見交換会 8か所

(3)標準営業約款登録事業

・安心、安全、清潔について信頼できる店(Sマーク登録店)の普及啓発

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成23年度意見・要望 ・TVCMは認知度を高めるには重要な手段。 ・各事業者の法令順守のために必要。 ・再登録の減少や新規申請が伸びないのは、認知度が低いのか魅力に欠けるのかを見極め、事業の継続を図る必要がある。 ・未登録店に加入メリット等が浸透していない。 ・必要性が低いので登録件数が減少している。 ○評 価 ・約款制度を消費者に認知してもらうことは大事。 ・消費者目線で発信力を高め差別化を図るなど改善を望む。	平成24年度事業 ・消費者・利用者が安全・安心な店舗を選択するためにできた制度であるが、現在利用されていない。広く消費者・利用者にSマーク店の利用を促すためシンボルマーク「Sマーク」を啓発広報。 - 啓発方法 ①テレビCM(生出演30秒)→6月、11月 ②新聞 ③情報紙への広告掲載 ④消費者団体会合での啓発	実 績 ・5業種実店舗の動画CM(店舗従業員出演の反響大:口コミ) ・従来なかった電話問合せ・概要の送付依頼等。 ・従業員出演の美容業では新規申請11件で減少から増加に転じた。
平成24年度意見・要望 ・登録業者の差別化と消費者への周知を図るためには啓発事業の継続が必要。 ・テレビCMは極めて効果的な啓発手法だが、時期・手法等に工夫が必要。 ・加入促進には数値目標を定め、各組合と連携して取組むことが大切。 ・組合加入で賠償保険に加入したとする制度の検討が必要。 ・予算の有効活用には各事業の費用対効果を念頭に推進することが重要。	平成25年度事業 ・Sマーク店の利用を促すため「シンボルマークである『Sマーク』」を啓発広報。 ①テレビ(CM15秒)→6月～11月毎週土曜(18:30～19:00テレ静くさデカ)実施。 ②新聞(朝日新聞)6月・11月 12回掲載 ③5組合の目標:本部役員、支部役員の全店舗・各支部1店舗以上	実 績 ・平成23年度から3年計画で啓発強化 ・新規加入件数 23年度2件 24年度11件 25年度8件
平成25年度意見・要望 ・テレビCM拝見。従業員出演がアピール。今後も期待したい。 ・消費者団体連盟でもSマークを案内。 ・知事は「食の都構想」を提唱しているので「Sマーク」を取り込めないか。 ・外国人が店舗をチョイスする際の選択肢としてSマークをアピール。 ・SマークのPRにおいてメリット、デメリット両立併記もある。 ・Sマーク制度を外国人にもアピールを。 ・Sマーク取得者は講習会免除でどうか。 ・日本では許認可は国、県が主。民間導入はどうか。 ・新規許認可取得者へのPRも必要	平成26年度事業 ①新聞(朝日新聞)11月 8回掲載 ②該当5組合の目標・前年度に引き続き本部役員・支部役員の全店舗・各支部1店舗以上 ③5組合の目標:本部役員、支部役員の全店舗・各支部1店舗以上	実 績 ・平成23年度から3年計画で啓発強化 ・新規加入件数 26年8月3件
平成26年度意見・要望 ・テレビコマーシャルは視覚に訴える良い手段。効果があるのでは。 ・新聞掲載は発行部数、地域、客層等に違いがある。これらを考慮し掲載すべき。	平成27年度事業 ①静岡新聞11月に題字下2回掲載 静岡新聞11月「アドポスト」5回掲載 ②5組合の目標:前年度に引き続き本部役員・支部役員の全店舗・各支部1店舗以上の登録	実 績 ・新規加入件数 26年度4件
平成27年度意見・要望 ・新聞広告の一面全利用はどうか。 ・費用面を考えるとフリーペーパーの利用やチラシの配布も考えられる。 ・登録店が直ぐ分かるよう指導センターホームページ表示の工夫も必要。 ・約款登録者から幾らかの手数料を徴収して一面掲載も考えられる。	平成28年度事業 ①静岡新聞11月に題字下2回掲載。 ②フリーペーパー(リビング静岡)11月に5回掲載。 ③5組合の目標-前年度に引き続き本部役員・支部役員の全店舗・各支部1店舗以上の登録	実 績 ・新規加入件数 27年度1件

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成28年度意見・要望 ・営業約款の言葉自体が分からず知られていない。名称から見直す手もある。 ・登録により売上げ上昇のデータ収集が必要。 ・登録店舗でのユニホームにプリント、バッジ等の工夫もあるのでは。 ・Sマークがなければ営業許可されないとすれば広がる。Sマークを見て安心・安全と考えて入れる店と思ってもらう。 ・ホテル旅館には適マークもある。消費者受けする「三ツ星」のようなアプローチはどうか。 ・外国人に対してSマーク店を伝えられるとよい。逆に日本人が敏感に反応する。 ・消費者の利用度、関心度が低い。行きつけの店に確かめるまではいかない。 ・飲食店のSマーク取得が低い。安全安心の見える化が機能していない。 ・各県単位の動きには限界。全国キャンペーンなど大々的なコマーシャルが必要。 ・県内30数件ではSマーク店に入りましようと言えない。新しい手法が必要。 ・クレジットカードで旅行保険に加入できる。Sマーク店登録で何らかのお得感があってもよい。	平成29年度事業 ①県民だより11月号に広告掲載 ②静岡県ホームページ11月1ヶ月バナー広告掲載 ③標準営業約款登録店舗あて全国センター作成ポスターA2版、チラシA4版を配布 ④5組合の目標一前年度に引き続き本部役員、支部役員の全店舗、各支部1店舗以上の登録	実 績 ・新規加入件数 28年度13件
平成29年度意見・要望 ・昨年の評価委員会からの意見等による取組で平成28年度新規加入者が増加したことは高評価。 ・更新登録作業の際に組合役員等による未登録者への声かけに効果があったなら継続していくべき。	平成30年度事業 ①県民だより11月号に広告掲載 ②静岡県ホームページ11月1ヶ月バナー広告掲載 ③本部役員・支部役員の全店舗、各支部1店舗以上の登録目標	実 績 ・新規加入件数 29年度0件
平成30年度意見・要望 特になし	令和元年度事業 ①「県民だより」11月号に広告掲載 ②「静岡県ホームページ」に11月1ヶ月バナー広告掲載 ③本部役員・支部役員の全店舗、各支部1店舗以上の登録目標	実 績 ・新規加入件数 30年度1件
令和元年度意見・要望 ・加入率は低い。登録するメリットがわからないと増えていかない。メリットを進める必要がある。 ・厚生労働省の認可、法律に基づいているものであり、国の力強いバックアップが欲しい。	令和2年度事業 ①「ふじのくに」(静岡県HP)11月1ヶ月バナー広告掲載 ②JR静岡駅コンコースで街頭啓発キャンペーン 11月4日	実 績 ・新規加入件数 元年度1件
令和2年度意見・要望 ・Sマークがなければ営業できない位の厳しさがなければ加入促進できない。 ・組合支部からはメリットを聞かれるが難しい。 ・登録店舗減少、組合員の減少が続く中、組合自体の存続も問われる。 ・人出の多い所目に見える形での街頭啓発はよいこと。継続的实施をお願いします。	令和3年度事業 ①「ふじのくに」(静岡県HP)11月1ヶ月バナー広告掲載 ②JR静岡駅コンコースにおける街頭啓発キャンペーン 11月4日 ③本部役員・支部役員の全店舗、各支部1店舗以上の登録目標	実 績 ・新規加入件数 2年度1件
令和3年度意見・要望 特になし	令和4年度事業 ①「ふじのくに」(静岡県HP)に11月1ヶ月バナー広告掲載 ②JR静岡駅コンコースにおける街頭啓発キャンペーン 11月14日 ③本部役員・支部役員の全店舗、各支部1店舗以上の登録目標	実 績 ・新規加入件数 3年度4件 4年度1件

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
令和4年度意見・要望	令和5年度事業	実 績
特になし	①「ふじのくに」（静岡県ホームページ）に11月1ヶ月バナー広告掲載 ②JR静岡駅前地下広場における街頭啓発キャンペーン 11月17日 ③該当5組合の目標一前年度に引き続き本部役員・支部役員の全店舗、各支部1店舗以上の登録	・新規加入件数 4年度1件 5年度3件
令和5年度意見・要望	令和6年度事業	実 績
特になし	①JR静岡駅コンコースにおける街頭啓発キャンペーン 11月27日 ②標準営業約款PR用動画作成、指導センターHPに掲載 ③該当5組合の目標一前年度に引き続き本部役員・支部役員の全店舗、各支部1店舗以上の登録	・新規加入件数 5年度3件 6年度0件

(4) クリーニング師等研修事業

・クリーニング師及び取次店の業務従事者を対象とした研修会の開催

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成23年度意見・要望 ・クリーニング師や業務従事者の資質の向上は利用者に利便を与える大切な事項で、業界の協力を得て充実に努める必要がある。 ・法令順守のために必要。 ・研修会や講習会がマンネリ化しないよう特色を持たせる工夫が大事。 ・アンケートなどで受講率向上に努めるべき。 ・法定研修の参加割合が100%でないのは理解できない。課題を精査すべき。	平成24年度事業 ・クリーニング師研修会・従事者講習会の事前打合せ会を開催し、日程、会場、講師、研修・講習内容等を決定。(6/26) ・全国指導センターでクリーニング師「受講済みポスター」を作成。 ・業務従事者「受講済みポスター」を全国指導センターで作成しないため、本県独自で作成を決定。 ・本県での組合加入者受講率は91%位、組合外の受講率が2割～3割のため全体受講率を下げている。県衛生課にアウト対策及び実態把握を依頼。	
〇評 価 ・業務従事者講習会では取次店と消費者とのトラブル対応など消費者保護の立場(消費者目線)からの内容改善を望む。		
平成24年度意見・要望 ・研修済店舗の差別化を図るためには、事業の継続と済証や楯の掲示等工夫が必要。	平成25年度事業 ・県庁衛生課、組合等と連携し受講率の向上に取組み、①終了証書に添えて受講済みポスターを配布。②業務従事するクリーニング師の実態把握を県衛生課に依頼。 ・県、組合、協議会、当指導センターによる事前打合せ会を開催(7/9)。	実 績 ・第8クール(22～24) クリーニング師研修 受講者870人 受講率41.2%(全国14位) (全国受講率32.5%)
平成25年度意見・要望 特になし	平成26年度事業 ・県庁衛生課、組合等と連携し受講率の向上に取り組む。 ①終了証書に添えて受講済みポスターを配布。②業務従事するクリーニング師の実態把握を県衛生課に依頼。 ・県、組合、協議会、当指導センターによる事前打合せ会を開催(7/14)。	実 績 ・25年度研修 クリーニング師134名 従事者 137名 ・26年度予定 クリーニング師約500名 従事者 約200名
平成26年度意見・要望 特になし	平成27年度事業 ・県庁衛生課、組合等と連携し受講率の向上に取り組む。 ①終了証書に添えて受講済みポスターを配布。②業務従事するクリーニング師の実態把握を県衛生課に依頼。 ・県、組合、協議会、当指導センターによる事前打合せ会を開催(7/8)。	実 績 ・26年度研修 クリーニング師405名 従事者 163名 ・27年度予定 クリーニング師約230名 従事者 約140名
平成27年度意見・要望 ・繊維等新しい素材がどんどん出てくる。人材育成も大事であり、3年に1度のクリーニング師等研修は必要。	平成28年度事業 ・県、組合、協議会、当指導センターによる事前打合せ会を開催(7/8)。 ・受講率向上に向け業務従事するクリーニング師の実態把握を県衛生課に依頼。	実 績 ・27年度研修 クリーニング師217名 従事者 152名 ・28年度予定 クリーニング師約131名 従事者 約137名
平成28年度意見・要望 ・利用店で高齢化で事業継続が難しいと聞く。 ・店舗に行かず集配による利用のことから受講証の確認ができない。 ・新しい繊維等の研修は必要。 ・クリーニング師数の把握は難しい。店舗廃業の届出が滞る。 ・研修受講率が当初80%から現在高く66%。高水準の県を参考にするとよい。 ・法定受講。コンプライアンスを重視するべき。経営者の意識改革、法律遵守をさせる運動も必要。 ・研修内容に健康講習や防災等の+αが必要。	平成29年度事業 ・県庁衛生課、組合、全国協議会静岡支部と連携し、受講率向上に取り組む。 - 受講率向上に向け、業務従事するクリーニング師の実態把握及び新規資格取得者名簿の提供を県衛生課に依頼。 ・全国センターで研修等受講促進の懇談会を開催。その一環で全国センター「クリーニング師研修等に必要な名簿情報の取得状況に関する調べ」に協力。 ・県、組合、協議会、当指導センターによる事前打合せ会を開催(7/26)。	実 績 ・28年度研修 クリーニング師 116名 従事者 130名 ・29年度予定 クリーニング師約405名 従事者 約163名

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成29年度意見・要望 ・ クリーニング店での洗濯物の長期保管問題が報道。元々は各家庭への集配形態が多かったが、現在は取次店で扱うものも多い。お店で保管というビジネスもあるのでは。	平成30年度事業 ・ 受講率向上に向けクリーニング所の情報提供(公文書開示請求)を県、政令市に依頼。 ・ 県、組合、協議会、当指導センターによる事前打合せ会を開催(7/19)。 ・ 全国センター研修受講勧奨ダイレクトメールに協力し、県内全所あて周知(9月)	実 績 ・ 29年度研修 クリーニング師336名 従事者 160名 ・ 30年度予定 クリーニング師約250名 従事者 約200名
平成30年度意見・要望 特になし	令和元年度事業 ・ 受講率向上に向けクリーニング所の情報提供(公文書開示請求)を県、政令市に依頼。 ・ 県、組合、協議会、当指導センターによる事前打合せ会を開催(7/17)。	実 績 ・ 30年度研修 クリーニング師220名 従事者 133名 ・ 元年度予定 クリーニング師約140名 従事者 約150名
令和元年度意見・要望 特になし	令和2年度事業 ・ 受講率向上に向けクリーニング所の情報提供(公文書開示請求)を県、政令市に依頼。 ・ 県、組合、協議会、当指導センターによる事前打合せ会を開催(7/17)。	実 績 ・ 元年度研修 クリーニング師103名 従事者 129名 ・ 2年度予定 クリーニング師約370名 従事者 約170名
令和2年度意見・要望 ・ オンライン研修の実施は今後の大きなテーマではあるが、事務負担が大きい。	令和3年度事業 ・ 受講率向上に向けクリーニング所の情報提供(公文書開示請求)を県、政令市に依頼。 ・ 県、組合、協議会、当指導センターによる事前打合せ会を開催(7/16)。	実 績 ・ 2年度研修 クリーニング師219名 従事者 97名 ・ 3年度予定 クリーニング師約230名 従事者 約150名
令和3年度意見・要望 特になし	令和4年度事業 ・ 受講率向上に向けクリーニング所の情報提供(公文書開示請求)を県、政令市に依頼。 ・ 県、組合、協議会、当指導センターによる事前打合せ会を開催(8/5)。	実 績 ・ 3年度研修 クリーニング師151名 従事者 104名 ・ 4年度予定 クリーニング師約120名 従事者 約128名
令和4年度意見・要望 特になし	令和5年度事業 ・ 受講率向上に向けクリーニング所の情報提供(公文書開示請求)を県、政令市に依頼。 ・ 県、組合、協議会、当指導センターによる事前打合せ会を開催(7/21)。	実 績 ・ 4年度研修 クリーニング師111名 従事者 120名 ・ 5年度予定 クリーニング師約219名 従事者 約 97名
令和5年度意見・要望 特になし	令和6年度事業 ・ 受講率向上に向けクリーニング所の情報提供(公文書開示請求)を県、政令市に依頼。 ・ 県、組合、協議会、当指導センターによる事前打合せ会を開催(7/19)。	実 績 ・ 5年度研修 クリーニング師213名 従事者 93名 ・ 6年度予定 クリーニング師約151名 従事者 約104名

その他

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成23年度意見・要望	平成24年度事業	
特になし		
平成24年度意見・要望	平成25年度事業	
・予算の有効活用を図るためには費用対効果を念頭に推進することが重要。 ・生衛業の活性化には生活文化、食文化、お茶文化等の向上や発信に努め、生衛組合と連携した運動としての取組が重要。		
平成25年度意見・要望	平成26年度事業	
1 各生衛業組合への組合加入状況 ・組合加入に地域性がある。加入せずとも営業可能。組合加入メリットにもう少し工夫を。 ・新規開店時に組合の存在意義を案内すべき。 ・営業の許認可を厳しくし組合加入によりハードルを下げ組合に誘導という考えもあるが、国や県の施策では創業・開業を増やそうとしている。基準のハードルが高ければ開業すらままならない。 2 その他意見・提案(全体を通して) ・飲食店の形態も随分変わりデパ地下でお鮓が買える時代。伝統文化は大事であるが変化も必要。 ・生衛業に大手が参入し苦勞。大手を真似ても難しいので大手が出来ないこと、創意工夫が必要。 ・アベノミクス、オリンピック、富士山世界遺産登録と追い風。海外、県外から美味しいもの、景観を求めてやって来る。「おもてなし」の心で対応すべき。	・衛生基準を遵守し衛生施設の維持向上に組織的に対応する組合は重要な社会基盤であるが、組合員の意識希薄化や組合員減少による脆弱化が深刻な状況から、センター、組合連合会、各組合が一体となり、保健所等行政機関等の協力を仰ぎ、「衛生水準の確保事業」を実施し制度の普及や組合活動の活性化を図る。 ・各組合、行政機関等との連絡会開催 ・新規許可取得者への各組合員の訪問 ・保健所講習会等での組合紹介	
平成26年度意見・要望	平成27年度事業	
・静岡県への外国人観光客が多くなることが予想「ハラル」の認証への取組みも必要。 ・商工会議所は地域の窓口。利用していただきたい	・飲食業、ホテル旅館組合 ・ムスリム観光客受け入れ対応ワーキンググループの立上げと調査研究、対応マニュアルの作成	
平成27年度意見・要望	平成28年度事業	
・生活衛生営業を取り巻く環境が変化。ビジネスホテルでは朝食付きで4,000円で宿泊可能。今の旅館形態では太刀打ちが難しい。 ・コンビニでは魚の煮付けも売られ、安くて美味い。東京駅では全国の駅弁が買える。 ・流通の変化(職人がホームセンターに)も大きい。生衛業も変化が必要。 ・消費者のお店選びはネットや口コミから。小洒落たお店も客が来る。工夫の余地がある。 ・生産性の向上がサービス業の課題。勉強が必要。 ・後継者不足は賃金が安いから。一方で物価は高いので県外流出がある。 ・事業者が減れば競争相手も減るので、料金を上げても客が来る。今後は様々な分野で二極化が進む。工夫と知恵が大切。 ・今までの評価委員からの意見等は大きく変わっていない。確実な実行が大事。 ・活性化の行動を着実に実行するべき。 ・事業所が減っているのも事実。存在感を示し、ウルトラCでなく着実の一つ一つを。 ・消費者あつての生衛業。消費者を巻き込み行動を ・生衛業界の衛生レベルは上がっている。自主管理による衛生確保が進んでいる。 ・規制緩和の方向にあるが食品の安全に対する緩和はない。許認可の早さや手続きの煩雑さの緩和は求められている。新規参入は容易となるが雇用拡大もある。既存業者との兼ね合いを慎重に対応。	・既存の事業を活用し、生衛業の経営の発展等を図っていく。 ・センター、組合連合会、各組合、保健所や公庫等関係機関の協力の元、「衛生水準の確保・向上事業」(組合活動の活性化事業)で定めた行動計画を実施。 ・推進会議の開催 ・広報事業の実施 ・新規営業許可等店舗の収集と情報提供 ・静岡県生衛大会の開催 ・衛生管理セミナーの開催 ・行政機関等への生衛業支援要請	

評価委員会からの意見・要望	事業の取組み(特に、推進する事項など)	備 考
平成28年度意見・要望 ・環境変化が発生。後継者問題、最低賃金の上昇、人口の減少と高齢化、人手不などからライフスタイルも変わり、食生活も変化。 ・お茶もペットボトルや急須に茶葉を入れて飲むより粉茶の方が楽。ごみ捨ての手間もない。 ・消費のあり方が大きく変化。生衛業に影響を与えたコンビニもどう変化するのか。様々な変化に対応していかないと。	平成29年度事業 ・生活衛生関係事業者の収益力向上等を目的に、研修会を開催するとともに相談窓口を設置。 ・生衛大会パンフレットや指導センター広報紙に最低賃金上昇に係る記事等を掲載。	実 績 ・研修会 平成29年6月20日
平成29年度意見・要望 特になし	平成30年度事業 ・収益力向上等セミナー開催。 ・生衛大会パンフレットや指導センター広報紙に最低賃金上昇に係る記事等を掲載。	実 績 ・セミナー 平成30年11月14日 (生衛大会講演会)
平成30年度意見・要望 特になし	令和元年度事業 ・収益力向上等を目的とした研修会を開催するとともに相談窓口を設置。 ・生衛大会パンフレットや指導センター広報紙に最低賃金上昇に係る記事等を掲載。	実 績 ・セミナー 令和元年11月5日 (生衛大会講演会)
令和元年度意見・要望 特になし	令和2年度事業 ・収益力向上等を目的とした研修会を開催するとともに相談窓口を設置。 ・生衛大会パンフレットや指導センター広報紙に最低賃金上昇に係る記事等を掲載。	実 績 コロナ禍により、生衛大会中止
令和2年度意見・要望 特になし	令和3年度事業 ・収益力向上等を目的とした研修会を開催するとともに相談窓口を設置。 ・生衛大会パンフレットや指導センター広報紙に最低賃金上昇に係る記事等を掲載。	実 績 ・セミナー 令和3年11月10日 (生衛大会講演会)
令和3年度意見・要望	令和4年度事業 ・収益力向上等を目的とした研修会を開催するとともに相談窓口を設置。 ・生衛大会パンフレットや指導センター広報紙に最低賃金上昇に係る記事等を掲載。	実 績 ・セミナー 令和4年11月7日 (生衛大会講演会)
令和4年度意見・要望 特になし	令和5年度事業 ・収益力向上等を目的とした研修会を開催するとともに相談窓口を設置。 ・生衛大会パンフレットや指導センター広報紙に最低賃金上昇に係る記事等を掲載。	実 績 ・セミナー 令和5年11月9日 (生衛大会講演会)
令和5年度意見・要望 特になし	令和6年度事業 ・収益力向上等を目的とした研修会を開催するとともに相談窓口を設置。 ・生衛大会パンフレットや指導センター広報紙に最低賃金上昇に係る記事等を掲載。	実 績 ・セミナー 令和6年11月14日 (生衛大会講演会)

エ 令和5年度各事業の実績等

1 国・県補助事業（生活衛生関係営業衛生確保等指導事業）

（1）相談指導事業

ア 中央相談指導事業

生活衛生関係営業（以下「生衛業」と言う。）者、一般消費者・利用者の相談や要望に対応するため、当指導センターの相談室において、生衛業者に対する経営相談や衛生水準の維持向上のために要す運転資金・設備資金等の融資相談、創業希望者への利用可能な融資制度及び日本政策金融公庫の借入手続きの説明を行った。

また、消費者の生衛業者の利用等に係る苦情等に関する相談指導を実施した。

○実績

相談内容	融資相談	経営相談	衛生相談	税務相談	苦情相談	その他	計
相談件数	90 件	42 件	8 件	12 件	4 件	32 件	188 件

・融資申込実績：一般貸付：27 件 3 億 4,893 万円、振興貸付：69 件 5 億 1,955 万円

イ 出張相談指導事業

生衛業者及び生衛業の創業希望者等の要望や相談により広く対応するため、食品衛生協会で開催する「食品衛生責任者養成講習会」、各生衛業者の会合の場に出向いて融資相談等の指導を実施している他、個別に生衛業者へ訪問指導を実施した。

○実績

（ア）食品衛生責任者養成講習会等の出張相談

実施回数（延べ人員）	相談内容及び件数
43 回（43 人）	経営 39 件、融資 67 件、衛生 3 件、その他 31 件（合計 140 件）

（イ）訪問指導

実施回数（延べ人員）	相談内容及び件数
66 施設（66 人）	経営 26 件、融資 27 件、その他 13 件（合計 66 件）

ウ 生衛業経営改善資金融資等指導事業

日本政策金融公庫が取り扱う無担保・無保証の融資制度である衛経融資の利用促進を図るため、経営特別相談員による相談指導業務を行った。

また、各生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）、日本政策金融公庫、当指導センター三者による「融資説明会」を開催することによる情報の共有化を図るとともに、経営特別相談員の活動を指導・支援した。

○実績

経営特別相談員による融資相談件数（延べ日数）	融資説明会の開催 （各組合事務局、日本公庫、指導センター）
31 件（38 日）	令和 5 年 8 月 25 日

エ 生衛業再生特別支援事業

相談指導業務を実施しているなかで事業者の要請があり、かつ、一層の経営改善できるように、専門家の指導が必要であると判断した事案に対しては、経営の健全化・再生支援を支援するため、中小企業診断士による支援を行った。

○実績 指導件数：4 件

オ 分野調整事業

大企業等の事業進出による既存生衛業者との紛争を解決するための調査、調整を行う事業である。調整事案の発生はなかったが、発生の際、速やかに対応ができるよう、協議会を開催し、他県の事例を参考にした検討や生衛業に関する現状等情報交換を実施し、委員内での情報の共有化を図った。

○実績

協議会開催	相談内容及び件数
令和 6 年 3 月 14 日(会長大坪檀ほか委員 9 名で構成)	調整事業にあたる事案はなく、静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合専務理事から「最近のホテル旅館の状況」の説明を受け、委員間で情報共有を図るとともに意見交換を行った。

◎各事業の効果等

ア 中央相談指導事業

生衛業者、一般消費者・利用者から各種の相談を受け入れることができるように、指導センターの認知度を向上させる必要がある。また、関係機関と連携を密にして、できる限り、ワンストップで済ませられるような取組が求められる。

イ 出張相談指導事業

指導センターや日本政策金融公庫を知らない人も多くいるなか、指導センターや日本政策金融公庫の事業内容を生衛業者や一般消費者・利用者に対し、広く周知させるためにも、積極的に外に出て行くことで、不足分のカバーができるものと思われる。

ウ 生衛業経営改善資金融資等指導事業（衛経融資等）

生衛業者にとって、無担保・無保証で融資が受けられる有利な制度でありながら、利用者が減少している現状があり、関係団体と連携しながら、経営特別相談員の活動を支援することで、利用者の増加が見込まれる。

エ 生衛業再生特別支援事業

個々の生衛業者の自力での解決が難しい事業再生や経営改善計画の策定を、第三者的な立場から客観的に見る機会を得ることは、解決の糸口ができ易くなり、生衛業者の支援となると考えられる。

オ 分野調整事業

大企業等との紛争の解決、生衛業の経営の安定化が図れる。

(2) 情報化整備事業

日本施策金融公庫の融資関連情報や指導センター主催の各種セミナー・研修会等の情報を等指導センターホームページ上に掲載した。

また、パソコン教室の主宰者の方をアドバイザーとして招いて「情報化委員会」（各組合担当者 11 人で構成）を開催し、指導センターや各生衛組合の HP に関する意見交換を実施し、生衛業の生産性向上を図るためのデジタル化の手法や、ChatGPT の活用方法等に関する説明会を行った。

○実績

委員会の開催日	主な内容	ホームページ閲覧回数
令和6年1月25日	・生産性や収益力向上を図るためのデジタル化手法について ・パソコン講習会について ・各生衛組合及び当指導センターのホームページの現状・課題について	16回更新 (対前年33%増加)

◎事業の効果等

生衛業者、一般消費者・利用者の多様化する要望を踏まえた環境整備と情報発信力を兼ね備えた事業が求められる。また、ホームページの充実により、指導センターの認知度向上や衛生面に係る情報提供を通じた公益性の確保が求められる。

(3) 後継者育成支援事業

生衛業への理解と就業支援のため、小学・高校生や短大生などを対象としたインターンシップモデル事業を実施した。

○実績

後継者育成支援協議会（森川理事長ほか委員9名で構成） 令和5年4月25日・令和6年3月12日の2回開催
鮪商組合：小・中・高生及び保護者を対象とした寿司に関する講座、実技、体験等 (1校開催、小学9名、中学2名、高校3名+保護者10名参加)
料理業組合：専門学校生を対象とした料理講習会 (1校開催、生徒28名参加)
理容組合：小学6年生を対象とした理容体験学習 (1校開催、生徒111名参加)
美容業組合：小学6年生を対象とした美容講習会 (3校開催、生徒202名参加)

◎事業の効果等

それぞれの職業の歴史紹介や職業体験・実演などを通して、小・中・高校生及び専門学校生などに「職業観の育成」・「職業人のイメージアップ」・「職業選択の幅の拡大」などに寄与するとともに、本事業に参加した生徒で現在板前をしている人もいるなど、一部には「将来の職業」へと繋がっている。

2 静岡県単独補助事業

(1) 生活衛生関係営業対策事業

消費者ニーズの高度化・多様化等消費構造の変化に的確に対応し、生衛業の経営基盤の強化を図るため、次の事業を行った。

ア サービス向上事業

(ア) センター事業

経営セミナーや研修会及び消費者団体連盟と生衛業との意見交換会等を開催した。

○実績

項 目	回 数 (回)	参加者 (人)
セミナー等	9	295
意見交換会等	3	105
勉強会	1	71

(イ) 組合事業

サービスの質を向上や競争力を強化するために各組合が取組む事業に対する支援を行った。

○実績

実施組合	内 容
鮎商、麺類業、社交飲食業、料理業、食肉、映画興行協会、ホテル旅館、クリーニング 合計 8 組合	「すしの日」・「映画の日」キャンペーンや独自組合のPR冊子の作成、また各種研修会等を実施

イ 人材育成事業

(ア) センター事業

人材育成のためのITを活用した研修を行った。

○実績

講座名	回 数 (回)	参加者 (人)
Excel 応用講座	4	6
画像編集講座	4	4
パソコン基礎講座	4	6
Word 応用講座	4	6
合 計	16	延べ 88

(イ) 組合事業

新技術・高度技術に対応した技能等を向上・強化するために各組合が取組む事業を支援した。

○実績

実施組合	内 容
飲食業、理容、美容業 合計 3 組合	事業継続研修会、理・美容新技術研修会等

ウ 健康・環境対策事業

(ア) センター事業

栄養士会協力のもと、県民の健康維持・増進のため飲食店における「健康な食事」推進事業や外食利用者に高等学校、飲食店等を利用して栄養講習会等を行った。

○実績

項 目		回数等	参加者
飲食店における「健康な食事」推進事業		2 ヶ所	31 人
栄養講習等	高 校	7 校 10 回 (*1)	170 人
	消費者	県内 86 箇所	3734 人

*1 静岡県立下田高校南伊豆分校、静岡県立御殿場高等学校、静岡県立静岡農業高等学校、静岡県立静岡中央高等学校、静岡県立清流館高等学校、静岡県立磐田農業高等学校、静岡県立浜松江之島高等学校

(イ) 組合事業

県民の健康増進への貢献のために組合が取組む事業に対する支援。

○実績

実施組合	内 容
公衆浴場業	健康入浴

エ 効果検証・公表事業

指導センターが実施する相談指導、研修等事業の効果的運営を図るため、外部委員からなる事業評価委員会を開催し、意見、提案等を業務に反映させるとともに、その内容等を公表した。

○実績

- ・事業評価委員会：会長 大坪檀（静岡産業大学総合研究所所長）他外部委員 5 名
- ・事業評価委員会の開催：令和 6 年 1 月 24 日
- ・内容：令和 5 年度の事業内容及び進捗について説明し、評価を受けた。
- ・事業評価の公表：当指導センターホームページにて公表

◎事業の効果等

営業者向けの研修や生活衛生同業組合の活動を支援することで、営業者の技術、サービス等の質の向上を高め、営業施設の衛生水準の維持・向上を図れる。

(2) 公衆衛生活動事業

生衛業者、一般消費者・利用者への公衆衛生の周知並びに活動支援や情報収集等を実施し、組合員への指導を通して生衛業の活性化を図るため、以下の事業を実施した。

- ア 日本政策金融公庫資金融資に係る推薦事務及び指導
- イ 生衛組合及び指導センター役職員の研修会等への参加
- ウ 広報紙、パンフレット等作成配布
- エ 経営特別相談員の活動中の事故に備えた交通事故傷害保険への加入

○実績

融資推薦・指導	研修会等参加回数	広報紙等の作成配布	傷害保険加入
一般：26 件	1 回	「生衛しずおか」3,500 部	特相員全員加入 35 人

- ・研修会：全国センター主催「経営セミナー」（栃木会場）へ参加

◎事業の効果等

広く県民に公衆衛生思想の普及を図るための様々の活動を支援する必要がある、そのことを通して生衛業の活性化に結びつく取組みが求められる。

3 県受託事業

(1) 生活衛生営業指導業務委託事業

理容、美容、興行、公衆浴場及びクリーニングの 5 業種についての衛生水準の維持向上を図るため、県の委託事業として、各生衛組合から推薦された生活衛生営業指導員による施設の構造設備及び衛生管理に関する巡回指導を行った。

○実績

理 容 業	美 容 業	興 行 場	公衆浴場	クリーニング業	合 計
817 件	904 件	4 件	5 件	127 件	1,857 件

◎事業の効果等

生衛業者の衛生水準の維持向上を図るとともに、一般消費者・利用者に対する安心・安全な環境を提供するために生衛業者の積極的な取り組みが求められる。

4 全国生活衛生営業指導センター受託事業

(1) 経営特別相談員研修事業

経営特別相談員が経営や融資に関する情報を蓄積し、生衛業者の相談指導に適切に対応するため、研修会を開催した。

○実績

特別相談員数	研修会開催回数、参加人数等
35 人	1 回 令和 5 年 8 月 3 日 男女共同参画センター「あざれあ」(29 人)

・研修内容：①衛経の推薦事務に係る留意事項等、②経営の近代化・合理化、③労務管理、④特相員の役割と生衛組合を取り巻く環境

◎事業の効果等

経営指導員の地域での活動の際必要とされる経営や融資に関する情報を蓄積することができる。

(2) 景気動向調査事業

生衛業の健全な発展や融資制度の充実を図るため、業界の景気動向、設備投資動向等を定期的に調査した。

○実績

調査実施月	四半期ごと
調査対象数	70 件
調 査 項 目	業歴、企業形態、業界全体の動向・見通し、設備投資の実績や計画、経営上の問題点、資金繰りなど

◎事業の効果等

株式会社日本政策金融公庫から全国生活衛生指導センターが受託し、再委託された都道府県生活衛生営業指導センターが実施する調査であり、日本公庫の今後の業務運営に資することを目的としたものである。

(3) 経営状況調査等事業

生衛業の健全な発展と経営の安定化を図り、今後の生衛業に対する諸施策を検討・提言していくため、生衛業の経営状況調査を定期的実施し、生衛業者に情報提供するとともに、衛生水準の確保向上に係る協議会等を開催した。

○実績

ア 経営状況調査

調査実施月	四半期ごと
調査対象数	70 件
調査項目	月次売上、原材料費・仕入原価、粗利益、客数、営業日数、人件費など

イ 衛生水準の確保・向上事業

衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催	令和 5 年 10 月 30 日
広報事業（案内チラシ類等の配布）	組合、行政機関等への配布 10,910 部
生衛業新規許可等店舗の情報収集と生衛組合への情報提供	6,700 件

◎事業の効果等

生衛業の経営状況等の把握と情報の共有、並びに生衛業者の経営の安定、生衛組合の活性化が図られる。

（４）標準営業約款登録事業

消費者の店舗選択の利便（消費者の利益擁護）を図ることを目的として創設された登録制度の浸透を図るため、次の事業を行った。

ア 標準営業約款の登録事務

対象 5 業種（理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店及び一般飲食店）の新規登録及び再登録の事務を行った。

○実績

業 種	登録施設数 (年度当初)	新規登録	更新登録	登録抹消	登録施設数 (年度末)
理 容 業	777	2	2	0	779
美 容 業	28	0	0	1	27
クリーニング業	69	1	0	5	65
	取次店	1	0	0	0
めん類飲食店営業	13	0	11	2	11
一般飲食店営業	28	0	1	3	25
計	916	3	14	12	907

イ 普及啓発

標準営業約款登録制度について、一般消費者及び業界への周知を図り、業界と連携して新規登録者の掘り起しを実施した。

○実績

- S マーク（標準営業約款）の PR 街頭啓発キャンペーン
 - ・令和 5 年 11 月 17 日（金）、JR 静岡駅北口地下広場でパンフ、啓発グッズを配布
- 「ふじのくに」（静岡県公式ホームページ）への「S マーク」バナー広告
 - ・県政情報に掲載 11 月中
- 「第 23 回消費者フォーラム」冊子への広告掲載
 - ・静岡県消費者団体連盟発行
- 静岡市食品衛生協会の新年号「静岡食協ニュース」への広告掲載

◎事業の効果等

新規登録者の確保及び再登録者の維持に基づく取組が求められる。

(5) クリーニング師研修等事業

クリーニング師等の資質の向上並びに業務従事者の知識の修得を図るため、厚生労働大臣が定めた基準に従い研修を行った。

(研修・講習とも、3年を超えない期間ごとの受講義務が法に定められている。)

○実績

区 分	クリーニング師研修	業務従事者講習会
開催回数	3 回	3 回
受講者数	213 人	93 人

◎事業の効果等

質の高いクリーニングサービスが提供される。

オ 相談指導事業関係資料

1 概要

静岡県生活衛生営業指導センターでは、生衛業者、一般消費者・利用者の相談や要望に対応するため、当指導センター相談室において、生衛業者に対する経営相談、経営上必要となる開業資金や設備改善資金などの融資相談、消費者の苦情等に関する相談指導を行っている。また、生衛業者の相談や要望により広く対応するため、食品衛生協会や保健所で開催する「食品衛生責任者養成講習会」や日本政策金融公庫が主催するセミナーや講習会等における出張融資相談指導、さらには生衛業者の店舗に直接巡回する、訪問指導を実施している。

2 取組状況

生活衛生営業は、国民生活に密着したサービス業を提供する営業であるが、営業者の経営規模は小さく、中小零細企業(個人)が多数を占めている。戦後の復興経済の中で生活衛生業者は過当競争気味となり、正常な経営が阻止されるとともに衛生措置の低下が憂慮される状態となったため、営業者の組織の自主的活動を促進させ、かつ質の高い公衆衛生の増進を図る目的で、昭和 32 年9月に生衛法が施行された。

また、昭和 54 年には生衛業の経営の一層の健全化や、取り巻く状況に的確に対応する為、生衛法が大幅に改正されるとともに、昭和 56 年に当指導センターも設置されることとなった。

現在、当指導センターでは、経営指導員3名を配置し、上記相談指導業務を実施するとともに、生衛業者からの経営や融資の相談ならびに消費者からの苦情相談に応じている。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等による未曾有の経済危機は、生衛業者の経営に大きな影響を与えていることを踏まえ、事業継続や経営再建に取り組む生衛業者に対し、支援体制を構築することを目的として、令和年度から中小企業診断士会と連携して経営相談「経営支援緊急対策事業専門家派遣事業」を実施している。

3 課題

生衛法の制定後 60 年が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化と、バブル崩壊やリーマンショックなどの度重なる景気低迷に加えて、大企業の生衛業参入、後継者難、趣味の多様化などによる若者の飲食店離れなどで、生衛業者や事業所数は、年々減少し、特に組合員数の減少は著しい。

4 目標・評価

令和3年度から令和5年度の実績および令和6年度の計画は、下記のとおりである。

今後は、各生衛組合や日本政策金融公庫等と連携を図りながら、指導対象先を増加するとともに、経営指導員の指導能力の向上と内部事務態勢の効率化を図ることにより、訪問相談にかかる活動時間を確保し、取組を強化していきたい。

<各種相談件数の推移>

(単位:件)

相談内容	3 年度	4年度	5年度	6年度
				(計画)
中央相談	204	171	188	200
出張相談	37	41	43	45
訪問相談	46	43	66	70

<経営支援緊急対策事業専門家派遣事業>

(単位:件)

	4年度	5年度	6年度
申込件数	4	25	10
実施件数	9	25	15

カ 情報化整備事業関係資料

1 概要

生活衛生関連情報の発信を通して、指導センターの事業内容を周知するとともに、生衛業者、組合員、並びに一般消費者・利用者のニーズに的確に対応できるよう、ホームページの利用者に分かりやすい情報提供を実施する。

2 取組状況

- (1) 融資及び経営改善にかかる情報、各種セミナー等研修関係の情報公開を実施するための情報収集を行い、利用者が活用しやすいデータの蓄積と情報提供を行っている。
- (2) 指導センターのホームページを適正に維持管理して、融資や経営改善を必要とする生衛業者への支援対策として、日本政策金融公庫の融資関係の情報提供を行っている。また、公衆衛生に関わる食中毒やノロウイルス等の感染症についても情報提供を実施している。
- (3) 毎年一回、情報化委員会を開催し、各組合の意見・要望を踏まえてホームページの改善を図るとともに、IT 技術習得をテーマとした意見交換を実施している。
- (4) 情報化委員会の意見を基に、令和 4 年度指導センターホームページのリニューアルを実施した。

3 情報化委員会等の実績状況

年度	主な内容	ホームページ 閲覧(更新)回数	閲覧(更新) 回数 対前年比
3	・会館内の Zoom 環境の整備について ・各生衛組合及び指導センターの HP の現状・課題について	22,060 回	99.0%
4	・生産性の向上や収益力の向上を図るための手段としてのデジタル化の手法について ・各生衛組合及び指導センターの HP の現状・課題について	14,618 回	66.3%
5	・生産性や収益力向上を図るためのデジタル化手法 ・HP の現状課題	16 回更新	33%

参考資料:当指導センターのホームページ抜粋(別添)

キ 後継者育成支援事業関係資料

1 概要

生衛業の高齢化や後継者不足から、雇用吸収力の高い生衛業への理解と就業の支援及び後継者の育成・確保を図ることを目的として、各生活衛生同業組合の積極的な参加・協力のもと、小・中・高校生、専門学校生などを対象にインターンシップモデル事業等を実施している。

2 取組状況

後継者育成支援事業は、当指導センター内に「後継者育成支援協議会」を設置し、事業の調整・承認及び事業結果の検証を行っている。事業内容は、各組合が学校等に出向いて出前型体験学習として実践的な方法で取り組んでいる。当初は 3 組合（鮎商組合、料理業組合、理容組合）で実施していたが、平成 28 年度から美容業組合も参加し、4 組合で実施している。令和2年度は、コロナウイルスの影響により参加組合が減り、料理業組合のみの実施であったが、令和5年度は4組合で6回開催し参加人員は 365 人であった。

3 課題

- ア 本事業は、国と県からの補助事業として実施しているが、事業予算に限りがある。
- イ 各組合とも後継者不足が問題となっているため、事業実施対象を小学生まで広め、生衛業への周知と理解に努めている。
- ウ 学校等で事業を実施する場合、授業カリキュラムが前年度中に策定されてしまうため、年度途中での依頼が難しく、開催学校等がある程度制限されてしまう。
- エ 現在、4組合での実施であるが、他の組合でも後継者不足等の問題を抱えているため、本事業を実施する必要性を感じている。
- オ 開催地区が中部地区に集中しているが、県下各地での開催が望ましい。
- カ 対象が固定化する傾向が見られるので、対象校や地域拡大に向け、行政、教育委員会と連携していく必要がある。

4 目標・結果

- ア 目標(令和6年度)
 - (1)開催回数 5回
 - ・理容組合 1 校 ・美容組合 2 校 ・料理業組合 1 校 ・鮎商組合 1 公民館
 - (2)参加者 225 人
 - ・理容組合 16 人 ・美容組合 169 人 ・料理業組合 22 人 ・鮎商組合 18 人
 - (3)職業観改善率 200%
(事業実施前と実施後の高感度の変化を数値化したもの)

イ 結果

後継者育成支援事業実施結果(年度別)

年度	理容組合		料理組合		鮎商組合		美容組合		計		職業観 改善率
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	
3	1	56	2	60	1	27	—	—	4	143	245.9 %
4	1	116	2	50	1	26	3	115	7	307	214.7 %
5	1	111	1	28	1	24	3	202	6	365	185.5 %

* 当該事業に係る「令和元年度～5年度後継者育氏支援事業実施報告書」を添付

ク クリーニング師研修等事業関係資料

1 概要

クリーニング師研修等は、クリーニング業法により「3年を超えない期間ごとに受講しなければならない」と定められており、クリーニング師及び業務に従事する方が、資質及び業務に関する知識や技能の向上を図ることを目的としている。

(公財)全国生活衛生営業指導センターが静岡県知事から指定を受け、当センターが受託して、平成元年からこの研修等事業を実施している。

2 取組状況

クリーニング師研修等の年度別受講者数の推移を見ると全国的に伸び悩みの傾向が認められる。

今後の事業の継続的な実施において、さらなる受講勧奨の強化が必要である。

ア 研修・講習受講者数(令和5年度)

開催年月日	受講者数		会場
	クリーニング師研修	業務従事者講習	
令和6年1月26日(金)	89	37	クリエート浜松
令和6年1月28日(日)	62	33	静岡商工会議所
令和6年1月31日(水)	62	23	沼津労政会館
計	213	93	

イ 受講促進

静岡県、(公財)全国生活衛生営業指導センター及び研修実施期間である当指導センターとともに受講促進を進めており、研修等教材の見直しなどしているが、受講率は例年、受講率が低い水準となっている。

今後、研修等の受講率を向上させるため、関係者が連携して受講勧奨を進めていく必要があり、特に県が保有するクリーニング師等に関する情報の整備及びその提供を進めていく必要がある。

3 課題

ア 全国的に受講率の伸び悩みが止まらない。

イ 県が保有する情報には実態と乖離している場合もあることから、クリーニング所の廃止、死亡時の師免許の返納未了などの情報整備の必要がある。

ウ クリーニング業法には研修・講習未受講の場合の罰則規定がない。

4 目標・結果

3年前の研修・講習の受講率の向上

【参考】「令和5年度の研修・講習開催にあたっての新型コロナウイルス感染症対策」

1 準備

- (1) 受講者名簿を作成し、管理する。(項目①氏名、②施設名、③電話番号)
- (2) 会場設営
 - ア 座席の間隔を確保し、受講者の座席は指定(受講番号)とする。(1mを目安とする。)
 - イ 会場の設営図は、受講番号を記載した座席表を作成する。
 - ウ 会場入り口に、アルコール手指消毒剤を設置する。

(研修・講習当日)

2 会場の環境整備

- (1) 研修・講習開始前に、机、演台、ドアノブ、照明、エアコン、換気操作盤など、手が触れるところを、消毒剤で清拭する。

研修・講習開始前後に、マイク、PC、レーザーポインター、演台を消毒剤で清拭する。1日の中で講師が交代する場合は、交代前にマイク、PC、レーザーポインター、演台を消毒剤で清拭する。
- (2) 研修・講習会場の換気装置を作動させ、常時喚起できるようにする。

3 受付

- (1) 受付担当者は、マスクを着用する。
- (2) 廊下に行列ができないよう、間隔を開けるよう指示する。

4 受講者へのオリエンテーション

- (1) 研修・講習運営上の感染予防対策
 - ・ 座席の間隔を、広くとっていること
 - ・ 常時、換気装置を作動し、休憩時間には、ドアや窓を開放し換気すること。
 - ・ 講師には、マスクの着用をお願いしていること。
- (2) 受講中に体調不良となった場合は、速やかに研修・講習担当者に申し出ること。
- (3) 研修・講習終了後、万が一新型コロナウイルスと疑われる症状が発生した場合、速やかに研修・講習担当に連絡すること。

5 研修・講習中の研修・講習担当者の対応

- (1) 研修・講習担当者(受付担当者含む)は、マスクを着用する。
- (2) 研修・講習時間中、常時換気装置を作動させるとともに、休憩時間(午前・午後の小休憩、昼休憩)には、会場のドア及び窓を開放するなどして、換気を行い、空気の流れを作る。
- (3) 受講者の健康状態に注意し、咳が続く等の症状がみられる場合は状況を聞き取り、必要に応じ退席を求める。

6 研修・講習終了後の後片付け

(1) 使用した物品の片づけ

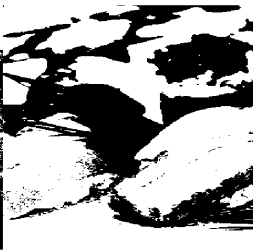
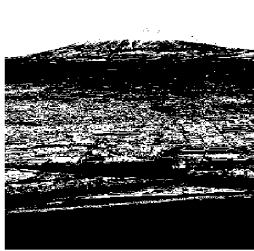
研修・講習で使用了物品(マーカー等)も使用後は消毒剤で清拭する。

(2) 研修・講習会場の環境整備

研修・講習前と同様の方法で行う。

(3) 共用部分の環境整備

共用部分の机・自販機の操作部、廊下の照明操作盤は、消毒剤で清拭する。



センター業務内容

経営セミナー

クリーニング師研修
クリーニング業務従事者講習

Sマーク
標準営業約款

融資相談

生活衛生同業組合

新着情報

11月はSマーク標準営業約款普及登録促進月間です
2024年11月27日
静岡県内のSマークのお店(標準営業約登録)をご紹介します

お気軽にお問い合わせください
☎ 054-272-7396
受付時間 9:00-17:00(土・日・祭日休業)

生活衛生同業組合活動推進月間について
2024年11月6日
11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です！毎年11月を全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会が主催し、

経営セミナー情報更新しました
2024年10月9日
経営セミナー11/14を掲載しました。保健所と生衛組合支部意見交換会の日程を掲載しました。令和6年度の消費生活センターは、

クリーニング師研修・業務従事者講習の日程について
2024年8月18日
令和6年度のクリーニング師研修・業務従事者講習の日程がままりました。詳しくは、クリーニング師研修のページをご覧ください。

センター業務内容

経営セミナー

クリーニング師研修
クリーニング業務従事者講習

Sマーク
標準営業約款

融資相談

生活衛生同業組合

🏠 ホーム / 新着情報 / 11月はSマーク標準営業約款普及登録促進月間です

11月はSマーク標準営業約款普及登録促進月間です

📅 2024年11月27日 🕒 2024年11月27日 shizuka-aom

静岡県内のSマークのお店(標準営業約登録)をご紹介します

お気軽にお問い合わせください
☎ 054-272-7396
受付時間 9:00-17:00(土・日・祭日休業)

最新の投稿

標準営業約款登録店の紹介 -安田屋本店-



カテゴリー

おしらせ

11月はSマーク標準営業約款普及登録促進月間です
2024年11月27日

生活衛生同業組合活動推進月間について
2024年11月6日

経営セミナー情報更新しました
2024年10月9日

クリーニング師研修・業務従事者講習の日程について